

# 時報

第12号  
2019年

# しゃりんけん



*Breakthrough*

「そこから語る、問う、考える」

*Nature*

*Linkage*

南山大学社会倫理研究所

# もくじ

ご挨拶 社会倫理研究所所長 奥田太郎 1

## 特集

第12回社会倫理研究奨励賞 1  
全体講評—「現世と生の面白さ、豊かさ、複雑さ」を教えてください  
さまざまな物語に接して 沢井 実 2

第12回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿  
婚姻制度は正しい制度か？ 松田和樹 6

## インタビュー

南山大学保健センター  
大学関連各所と連携を深め、学生にとって身近にある支援を目指す  
中野有美ほか 10

## 学界報告

南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム  
「Stranger Ethics—人はくよそ者の何を恐れるのか？」 奥田太郎 14

## 活動報告

2018年度懇話会等報告 16  
「社会的レジリエンス」研究プロジェクト活動報告 籠橋一輝 28  
「いのちの支援」研究プロジェクト活動報告 森山花鈴 32

## 新プロジェクト紹介

「企業・人権・倫理」研究プロジェクト ウィニバルドス・メレ 34

## 社会倫理の道標

歴史と環境を考えるための十冊 斎藤 修 36  
過労自殺を考えるための十冊 生越照幸 40

## 研究所活動記録

平成30年度（2018年度）活動報告 44  
研究所専任スタッフ研究業績 46  
南山大学社会倫理研究所スタッフ・研究プロジェクト関連マップ2019 50  
編集後記 52

# ご挨拶

社会倫理研究所所長 奥田太郎

みなさま、こんにちは。お変わりなく健やかに過ごしてはいかがでしょうか。社会倫理研究所には、この一年間で、様々な変化が訪れましたので、まずは、その変化についてご報告申し上げたいと思います。昨年夏、大学内のキャンパス整備計画の一環で、社会倫理研究所の活動場所がキャンパス内で移動することになり、十数年ぶりの大引越し作業となりました。2004年以來住まい様々な活動を展開してきたひっそりと佇むN棟から、学生や教員が行き交う賑やかなメインストリートに面したJ棟へと移転するに際して、社倫研スタッフの活動のあり方、および、活動拠点の空間設計についても再考しようと考え、徐々に改革を進めているところです。また、もう一つ大きな変化として、研究所に新たな専任スタッフが加わってくれました。相変わらずの小さな規模の研究所ではありますが、2020年の設立40周年記念を見据えて、これまでの蓄積に基づき、さらなる飛躍を遂げたいと考えております。そこへと至る活動の足跡を記録した本誌、今号もお楽しみください。

## 特集

# 第12回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して南山大学社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

第12回の募集は、2017年12月1日から2018年11月30日までに日本語で公刊された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて13篇の応募がありました。そして、2019年2月4日、第12回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、「社会倫理研究奨励賞」受賞論文は、

**松田和樹「同姓婚か？あるいは婚姻制度廃止か？—正義と承認をめぐるアポリア」**

（『国家学会雑誌』第131巻第5・6号、173-187頁、2018年）

と決定致しました。

また、第7回から設けられた「審査員賞」受賞論文として次の1篇が選定されました。

松尾隆佑「原発事故避難者と二重の住民登録—ステークホルダー・シティズンシップに基づく擁護」（『政治思想研究』第18号、140-168頁、2018年）

なお、最終候補論文は以下の3篇です（順不同）。

中村長史「出口戦略のディレンマ—構築すべき平和の多義性がもたらす難題」（『平和研究』第48号）

木山幸輔「人権の哲学の対立において自然本性的構想を擁護する—チャールズ・ベイツによる批判への応答」（『法と哲学』第4号）

永守伸年「障害者福祉における信頼」（小山虎編『信頼を考える』勁草書房）

### 第12回社会倫理研究奨励賞選定委員会

沢井 実	南山大学経営学部教授	経営史、経済史
谷口照三	桃山学院大学経営学部教授	経営学、経営哲学
鈴木 真	名古屋大学大学院人文学研究科准教授	哲学、倫理学
石川良文	南山大学総合政策学部教授	環境政策、政策評価
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科 教授	法学
大竹弘二	南山大学国際教養学部准教授	政治思想史
奥田太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	倫理学、応用倫理学
籠橋一輝	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	環境経済学
森山花鈴	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	行政学、政治学



# 全体講評 — 「現世と生の面白さ、豊富さ、複雑さ」を 教えてくれるさまざまな物語に接して

第12回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 沢井実

人文社会科学の叡智を結集して錯綜する現代社会の諸問題に取り組み、「人間の尊厳」を回復する方途を探求することをミッションとする南山大学社会倫理研究所が、その活動の一環として、若い研究者の意欲的な研究活動を奨励するために設けたのが社会倫理研究奨励賞である。

今回は13篇の応募があり、予備審査によって6篇に、さらに最終審査において最終候補論文5篇に絞り込まれた。最終的に2篇が残り、第12回社会倫理研究奨励賞と審査員賞が、以下のように決定された。

## 第12回社会倫理研究奨励賞

松田和樹 (東京大学大学院法学政治学研究科博士課程/  
日本学術振興会特別研究員(DC1))

受賞論文

「同性婚か？あるいは婚姻制度廃止か？—正義と承認をめぐるアポリア」(『国家学会雑誌』第131巻第5・6号、2018年6月)





本論文は、同性婚、LGBTなどのセクシュアル・マイノリティの「人間の尊厳」のために何をすべきかというきわめてアクチュアルな問題に対して、厳密な学問的検討を通して見通しを得ようとした力作である。

最初にフェミニズムの正義構想の輪郭を描き、それがリベラル・フェミニズムの正義思想であることを明らかにする。フェミニズムが婚姻・家族制度に焦点を当てながらリベラリズムを批判する傾向を強めたことを想起するときこの主張はやや意外に感じるが、本論文は、多様な性／生の在り方の倫理的善悪に基づく〈反婚〉の立場は、リベラリズムとリベラル・フェミニズムの根幹的原理である「正義の基底性」にコミットするものであるとする。

次にリベラル・フェミニズムの正義構想としての〈反婚〉に対して、同性間カップルの法的承認を求める人びとがどのような不満を持っているかを明らかにする。さらに同性婚と異性婚をともに「善きもの」と認めることによって、差別的な意味秩序を変革しようとするマイケル・サンデル

の立場を卓越主義とし、それへの内在的批判を通してリベラルな正義基底性を擁護するのが本論文の主張である。最後にこうした議論を踏まえて、「ヘテロ」セクシズムの意味秩序を変革するための法制度改革構想として、性自認と性的指向を根拠とする差別禁止法を意味秩序変革の有力な手段と位置付ける。

以上のように同性婚と異性婚をともに「善きもの」と認めることによって、差別的な意味秩序を変革しようとする卓越主義の立場をリベラルな立場から批判し、意味秩序変革の有力な手段として差別禁止法を把握する本論文の議論は説得的である。今後は是非「差別的意味秩序」概念と具体的事象の往復関係をさらに豊かにし、本概念を歴史的・哲学的により実りあるものに具体化して行ってほしい。本論文での議論が家族社会学や家族法など多様な性／生の在り方を分析する他の分野での学問的成果との交流のなかでどのような発展を遂げるのか、著者の今後の研究に期待したい。



## 審査員賞

松尾隆佑（法政大学法学部兼任講師）

受賞論文

「原発事故避難者と二重の住民登録—ステークホルダー・シティズンシップに基づく擁護」  
（『政治思想研究』第18号、2018年5月）

本論文は、2011年3月の福島第一原子力発電所事故によって長期の避難を余儀なくされた人びとに対してどのような法的・政治的な地位を認めるべきかについて、規範的政治理論の観点から検討を加えた論考である。原発事故避難者の地位については行政・地方自治の立場からすでに「二重の住民登録」などの提言がなされてきたものの、法制度としては実現しなかった。

「二重の住民登録」が実現しなかった背景として、本論文は市民を単一の政治的共同体にだけ結びつけ、政治的平等を「一人一票」としてのみ捉えるようなデモクラシー観を指摘する。これに対して、本論文は集合的自己決定とし



でのデモクラシー観、市民が複数の政治的共同体によって同時に拘束を受ける多重的メンバーシップを構想し、多重のシティズンシップを承認する「ステークホルダー・シティズンシップ」の原理を支持する。

以上のように高いアクチュアリティに支えられた本論文の議論はきわめて明快である。ただし「二重の住民登録」を提起する先行する議論との異同をより明確にする必要があるように思われる。また例えば海外からの避難民と原発避難者との間に原理的な違いがあるのかどうかなど、原理的な議論を具体的な事象に適用する際の方法的手続きについてもより厳密な議論を展開してほしい。現実の諸問題との交渉のなかから生起する規範的政治理論革新の芽を育みつつ、著者にはさらなる研究の進展を期待したい。

## 最終候補論文

以上の2篇以外の最終候補論文に選ばれたのは、以下の3篇である。

中村長史「出口戦略のディレンマ—構築すべき平和の多義性もたらす難題」（『平和研究』第48号、2018年）

本論文は戦争終結の困難性に焦点を当て、その構造的原因を「出口戦略のディレンマ」という形で提示している。撤退に関する議論が膠着する本質的な原因が、開戦への合意を得やすくするために目的が多義的に設定される「入口」部分にあるという筆者の主張は明快であり、出口戦略の不備に議論を集中させてきた既存研究に一石を投じる研究として評価できる。一方で、この理論的な解釈が特定の事例の説明を超えて、どこまで一般性を持つものであるかという点や、「ディレンマ」の解決可能性についても批判的に吟味してほしい。今後の事例分析と理論モデルのさらなる深化に期待したい。

木山幸輔「人権の哲学において自然本性的構想を擁護する—チャールズ・ベイツによる批判への応答」（『法と哲学』第4号、2018年6月）

人権についての「政治的構想」の欠点の解明、そして単なる自然法論ではない「自然本性的構想」の擁護として、本論文には一定の説得力がある。また、人権を単なる経験的実践の産物として見るのではなく、人権の普遍的側面と



歴史的側面をうまく調停しようと試みている点も評価できる。ただ、筆者自身の理論的立場を前面に押し出すというより、もっぱらベイツへの批判的応答というかたちで論文全体の議論が展開されているところにやや物足りなさを覚えた。

永守伸年「障害者福祉における信頼」（小山虎編『信頼を考える』勁草書房、2018年）

本論文は、障害者と支援者の信頼関係の構築可能性を自律の観点から検討した意欲作である。信頼とケアを排他的にとらえていることには疑問が残るものの、相互理解と信頼の難しさを直視しつつ、その克服の一般的な方策を考察しているところは意義深い。しかし、信頼がないと自律が認められないという考えを採っているために、障害者に自律、そして尊厳を認めるのが難しくなっている。この考え方を必要とするかという点も含めて「原理的自律」の構想を再考・洗練することを期待したい。

以上の簡単な紹介からも明らかなように最終候補論文に選ばれた5篇の論考はいずれも現代社会が直面するアク

チュアルな諸問題に正対し、高い学術性、すなわち厳密な方法的手続きと明証性を確保しつつ真摯に議論を深めている。若い世代の研究者からこうした研究が出現したことはほんとうに喜ばしい。

私たちは頑健な概念によって現実を理解し、その現実の豊かな多様性からふたたび概念を鍛え上げるという柔軟性を育む必要がある。今回最終候補論文に選ばれた5名の方々もときに概念や理論の無力さに悩むことがあるかも知れない。しかし現代社会の諸問題に対する悲観論が横溢する現在にあって、今回の諸論文はいずれもそれぞれの物語を提示することによって読者に大きな力を与えてくれる作品である。

いまから60年以上も前に石母田正は、その著書『平家物語』において、「現世と生の無意味さを説く精神が強まってきたこの内乱時代に、現世と生の面白さ、豊富さ、複雑さを教えた点に、平家物語の価値がある」と喝破した。同様の意味においてこれらの諸論文はどのような困難な課題を取り上げようとも、「現世と生の面白さ、豊富さ、複雑さ」を教えてくれる。皆さま方には自信をもって新しい領域を切り開いていただきたい。■



# 婚姻制度は正しい制度か？

第12回社会倫理研究奨励賞受賞 松田和樹

この度は大変名誉ある賞を頂き、誠にありがとうございます。「人間の尊厳の回復」と「善き生を支える教養の再建」を掲げて現代社会の倫理的諸問題に長年取り組んでこられた本研究所で講演する機会を頂いたこと、またその機関紙に寄稿する機会を頂いたことを、光栄に思います。ありがとうございます。委員長の沢井先生をはじめ、丁寧に論文を読み審査して下さった先生方、事務の皆様、講演会にお集まり頂いた皆様にも、感謝致します。

さて、同性婚をめぐる問題もまた、「人間の尊厳」や「善き生」という概念と関わる問題です。今日から約1ヶ月前の2月14日、バレンタインデーに、同性婚を求める訴訟が提起されました。原告たちは、立法府が同性間カップルに婚姻制度へのアクセスを開く立法をしていないことが憲法違反であると主張するようです。原告たちが掲げる言葉は、これです——「Marriage For All Japan — 結婚の自由をすべての人に」。この言葉はそのまま、原告たちを応援する法人の名称にもなっています。その公式サイトには、以下のように書かれています。

「2人で一生を共に生きていきたい」と考えたとき、カップル双方が結婚したいと望めば結婚することができ、また、結婚という形をとらないことを望むならば結婚を強制されないということ。それが「結婚の自由」です。「Marriage For All Japan — 結婚の自由をすべての人に」という法人名は、そのような結婚の自由(結婚という選択肢)が、異性カップルであるか同性カップルであるかにかかわらず、平等に用意されるべきであるという思いを表したものです (<http://marriageforall.jp/aboutus/>)。

「結婚の自由」とは、結婚するか否かを選択する自由のことであり、法はその自由を全ての人に保障すべきであるということ。「2人で一生を共に生きていきたい」という望みを叶えるために結婚制度へのアクセスが必要な場合があること。現行の日本の婚姻制度は、その二人が同性同士であるか異性同士であるかによって結婚の自由の保障について異なる取扱いをしているが、そうした異なる取扱いは平等に反するという。そして、平等に照らして結婚制

度を改革しなければならぬということ。これらが、この法人の主張であり、原告たちの主張なのです。

原告の同性カップルたちの望みはとてもシンプルです。それは、自分の愛する人と共に生きていきたいという望みです。結婚の自由を認められていないことによって、同性カップルはこの望みを異性カップルと同様のレベルで実現することができないようにされていると言われてます。現行の婚姻制度を利用することなくしては手に入れることが困難ないし不可能であるような多様な物質的資源を、同性カップルたちは獲得することができません。それらは例えば相続や親権、外国籍パートナーの滞在権、病院や学校のような私的結社における同性カップルの位置付けにまつわるものです。しかし、こうした物質的利益と同程度、あるいはひよっとするとそれ以上に重要なものが、同性婚の要求には賭けられています(このことは、婚姻制度の提供する物質的利益と完全に同様のものを提供するドメスティック・パートナーシップ制度であっても、同性婚を要求する人々にとっては不十分に感じられることがある点から、伺い知れます)。それは、誰のどのような愛が、法的・社会的な公然たる祝福を享受してよいとされるのか——この問いの答えに関わるものです。原告たちが同性婚を求める訴訟をまさにバレンタインデーに提起したことが、それを物語っています。バレンタインという社会的制度の核心は、或る種の愛を公然と祝福することにあります。この祝福の頂点には、或る種の異性愛の男女カップルが君臨し続けてきました。同性婚を求める訴訟は、そうした祝福を支える法制度と意味秩序を変革しようとするものです。同性愛カップルもまた、法的・社会的な公然たる祝福を享受してよい筈だ——同性婚を求める訴訟は、こうした主張をしているのです。

今回賞を頂いた論文の中でわたしが向き合ったのは、ひとつには、同性婚を要求する人々と同じ問いでした。それは、誰のどのような愛が、わたしたちの法制度と意味秩序において、公然たる祝福を享受してよいとされるのか、という問題です。ただし、それだけではありません。もうひとつ、取組まなければならない問いがあるように感じられました。それは、公然たる祝福に値する愛と、そうではない愛とを、法が選別することは許されるのか——そういう問いです。





日本の現行の婚姻制度は、正確に言えば、異性間単婚制度と呼ぶべきものです。この制度は、人々が形成する多様な人間関係の中で、異性カップルのみを特別扱える法制度です。同性カップルは婚姻制度から排除されていますが、しかし排除されているのは、同性カップルのみではありません。例えば、三者以上で性愛関係を営む人々、近親婚をしたいと望む人々、他者と性愛関係を取り結ぶことに価値を見出さない人々、離婚者、シングル・ペアレント、独身者——こうした人々も、婚姻制度から排除されたり、婚姻制度をめぐる規範によってスティグマを押されたりしてきました。また、婚姻している異性カップルであるとしても、例えば子を持たない夫婦のように、再生産をめぐる家父長制的規範から逸脱してしまうなら、そうした家族は「不完全」なものとして、貶められてきました。このように、現行の婚姻制度と結び付いてきたのは、単なる性差別でも単なる異性愛規範でもなく（そして単なる性別二元制でもなく）或る種の二元的で異性愛的で性差別的なセクシュアリティを最善のものとする規範であ



り、それは、終身的単婚の下で次代再生産を目標とする家庭内のセクシュアリティなのです。

異性間単婚制度を擁護する保守派、八木秀次の議論を参照するなら、これはまさにそうした規範に依拠した法であるということが分かります（松田和樹「[ヘテロ]セクシズムを批判する思想としてのフェミニズム：保守派の異性間単婚制度擁護論にいかにか反論すべきか」女性学第26号、近刊）。つまり、或る種のセクシュアリティを善きものとする考えに基づいて、異性間単婚制度は正当化されているのです。バレンタインデーと同様に、この祝福の中心にいるのは、或る種の異性愛の男女カップルなのです。そして同性婚を認める形での婚姻制度の改正は——つまり、単なる単婚制度への改正は——、同性愛カップルもまた異性愛カップルと同様に善きものであることを公定するためのものとして、求められているのです。同性婚合法化がそのようなものであることについては、同性婚を禁止する州法を違憲と判断した米国連邦最高裁の判決からも、伺い知ることができます。

婚姻以上に深遠な結び付きは存在しない。それは、婚姻が、愛、忠誠、献身、犠牲、家族の崇高な理想を体現するからである。婚姻によって結び付いたとき、二人の間は、それまでにないほど偉大な存在になる。婚姻は過去の死を乗り越えても尚続き得るような愛を体現する。原告らが婚姻の理想を貶めているなどと言うのは、原告らに対する誤解であろう。原告らの申立てが意味するのは、これらの人々が婚姻の理想を尊重していること——自らそれを実現したいと願うほど、とても深く尊重していることである。これらの人々の希望は、文明社会の最も古い諸制度のひとつから締め出され、孤独の内に生きることを余儀なくされることではない。原告らは、法の下における平等な尊厳を求めている。合衆国憲法は、原告らにその権利を認める（*Obergefell v. Hodges*, 576 U.S.）。

この判決は、或る核心を情熱的に表明しています。それは、異性カップルと同性カップルが、婚姻制度へのアクセスにとってレレヴァントな属性を共有している、という確信です。その属性とは、「愛、忠誠、献身、犠牲、家族の崇高な理想」です。原告の同性カップルたちがこうした理想を貶めているなどというのは誤解であり、そうではなく、寧ろこの人々もまたそれを尊重しているのだと、判決は述



べます。異性カップルと同性カップルが婚姻制度へのアクセスにとってレヴァントな属性を等しく共有しており、また、等しきものを等しく取扱うことが平等の要請である——それゆえに、同性婚合法化は正当化されるのです。

異性間単婚制度が或る種の異性カップルの結合を善きものとする考えに依拠して正当化されているのなら、同性婚は或る種の二者間の性愛に基づく結合を善きものとする考えに依拠して正当化されています。注意しなければならないのは、婚姻制度が特定の性／生の在り方を善きものとする考えに依拠して正当化されるとき、このことはその他の性／生の在り方を善きものとはしない考えに依拠することを含み込んでいる点です。もし明日、日本政府が、全ての国民に国民栄誉賞を授けることを決定したなら、その日から国民栄誉賞が持つ承認は完全に無意味なものとなるでしょう。人々の形成する多様な人間関係の中で、特定の関係のみを公然たる祝福に値する善きものとして承認することに、婚姻制度は関わっています。この承認は、そうした承認を受けない存在なしには、承認たり得ないのです。

このことは、単婚制度がまさに「結婚の自由をすべての人に」与える制度ではないということから、伺い知ることができます。単婚制度は、人々の形成する多様な人間関係の中で、二者間の性愛に基づく結合のみを特別扱いする制度です。これは明らかに、配偶者の数に基づいて異なる取扱いをする制度であり、また、性愛関係かそうでないかで異なる取扱いをする制度です。複婚実践者や近親婚実践者、性愛に基づかない人間関係を生きる人々、そして独身者には、婚姻制度へのアクセスを与えられていません。これらの人々の性／生の在り方は、婚姻制度へのアクセスを許容されるような善きものではないと法によって公定されているのです。

異性間単婚制度を批判し同性婚合法化を訴えるときに呼び出された「平等」の原理は、法が人々の多様な性の在り方を善きものとそうでないものとに分類して両者を異なるように取扱うことを許容しているのでしょうか？ 寧ろ、そうした取扱いを禁じるものではなかったのでしょうか？

法は全ての人々をそれぞれ固有の性／生の在り方を生きる「尊厳ある人間」として平等に尊重しなければならないと考え、また、特定の在り方のみを善きものとする法制度がその在り方以外を相対的に低いものとして取扱うがゆえに前者の在り方と後者の在り方を平等に取扱うことに失敗していると考えのなら、法は人々の性／生の在り方の善悪に関する判断から独立に導かれる理由によって正当化

されて初めて、平等の原理に照らして許容されるものと言えます。このように考えるのなら、特定の性／生の在り方のみを善きものとする考えに依拠している婚姻制度は——異性間単婚制度であれ単婚制度であれ——廃止されなければなりません（複婚制度も多様な人間関係の中で性愛関係のみが善きものであるという考えに依拠するなら、そうした法制度を設けることは平等の原理に反するのです）。ということは、婚姻制度は廃止されるべきではないでしょうか？

これが、今回賞を頂いた論文の主要な主張のひとつです。

さて、婚姻制度を廃止すべきであるというわたしの議論について、皆さんはどのように思われるのでしょうか？

ひょっとすると、わたしが身の毛もよだつような家族破壊思想を提唱していると恐れる人がいるかもしれません。

その理解は大いに間違えています。もしわたしたちが、（ひとりで生きることを含めて）家族なるものを他の人間関係と比べて大切なものと捉えるのなら、それは家族が単なる経済的繋がりであるからではないでしょう。そうではなく、自身が誰を愛するかという問題と関わっているからである筈です。既に婚姻制度の枠内にいる人々を見るだけでも分かる通り、その愛は、必ずしも常に性愛や血縁に基づくわけではありません。それにもかかわらず、保守派と現行の婚姻制度は、或る種の異性愛家族に比べてそれ以外の家族を低い地位に置いてきました。それゆえに、自らの家庭生活を破壊されざるを得なかった人々や、家族形成そのものを諦めざるを得なかった人々がいます。わたしは、こうした人々の側に立っています。こうした人々を含めて全ての人々に、家族生活という幸福の追求を保障するための法制度を構想しなければならないのです。これに対して、現行の法制度はそうした幸福追求を全ての人々には認めないことで、多くの家族を破壊しているのであり、保守派こそがこうした家族破壊思想を擁護しているのです。

まして、もし例えば八木のような保守派が、政治共同体への忠誠を強調するならば、保守派は究極的には全ての家族を破壊せざるを得ないでしょう。政治共同体以外のどこか、例えば家族に対しても人々が忠誠心を感じるのなら、政治共同体から発せられる要求と家族から発せられる要求とが衝突したとき、家族への忠誠心は政治共同体にとって脅威となり得ます。人々は政治共同体を裏切り、それから家族を守るため、政治共同体と戦い始めるかもしれないからです。保守派がこの問題を真剣に考え、それでもなお政治共同体への忠誠心を重視するなら、保守派に残された道



# 受賞者プロフィール



まつだ かずき  
松田 和樹

2015年3月、東京大学法学部卒業。

2017年3月、東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻基礎法学コース修士課程卒業。

現在、東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻基礎法学コース博士課程に在学中。

研究領域  
法哲学

主要業績

「同性婚か？あるいは婚姻制度廃止か？——正義と承認をめぐるアポリア」『国家学会雑誌』第131巻第5・6号、369-432頁、2018年（受賞論文）。

は二つしかないでしょう。ひとつめには、家族を完全に消去することによって、人々が家族への忠誠心を抱く余地をつくらないことです。これは家族の人民公社化でしょう。ポル・ポトの有名な言葉——「親であっても社会の毒と思えば微笑んで殺せ」——は、家族の消去を通じて政治共同体への忠誠を確保しようとする発想の極地にあると言ってよいかもしれません。もうひとつは、政治共同体と家族とを完全に一致させることです。例えば、日本国は天皇を父と戴く家族国家であるという思想に基づく法が、これでしょう。どちらの道を選ぶにしろ、それは多くの人々が大切に思っている家族の破壊に他なりません。

「愛する人と、愛する家族と、共に生きたい」——わたしが主張するのは、その願いに、これまで以上に真摯に向き合ってみなければならぬということです。その意味で、わたしは家族破壊論者ではありません。しかし婚姻制度廃止論者ではあるのです。

南山大学及び南山大学社会倫理研究所の益々のご発展を祈って。■



## 南山大学保健センター

# 大学関係各所と連携を深め、 学生にとって身近にある支援を目指す

中野有美 × 笹井冠奈 × 郷田妙美 × 竹本美穂 × 高科沙知  
×  
森山花鈴

2019年5月31日、第一種研究所員の森山、箆橋（筆記担当）、メレ（撮影担当）が南山大学保健センター（以下、保健センター）を訪問し、保健センター長の中野有美氏（南山大学人文学部教授）、保健室担当の笹井冠奈氏（医師）、郷田妙美氏（看護師）、特別修学支援室担当の竹本美穂氏（臨床心理士・公認心理師）、学生相談室担当の高科沙知氏（臨床心理士・公認心理師）らにお話を伺った。南山大学保健センターは、保健室、学生相談室、特別修学支援室からなっており、保健センターの総合受付である保健室も開放的な空間が特徴的である。

## 1. 設立の経緯と組織構成

**森山：**南山大学の保健センターの活動に対して、関係者から良い評判が聞こえてきます。まず、保健センターの概要について、お伺いさせて下さい。このセンターの仕組み、体制はどのようになっているのでしょうか。

**中野：**2017年から保健センターが立ち上がっています。キャンパス統合をきっかけに、既存の保健室、学生相談室に、新たに特別修学支援室が加わり、保健センターが発足しました。私と笹井冠奈先生、非常勤の岡田暁宜先生が医師として働いています。保健センターになってから、学生課の係長も常駐するという体制になっています。そして、特任助教が3名（臨床心理士、公認心理師）、そのうちの1名は特別修学支援室付きで、他の2名は学生相談室で主に働いています。さらに、大学から委嘱された特別修学コーディネーターもいます。

**郷田：**2011年まではK棟の地下に部屋があり、保健室の一室が学生相談室となっていました。その後、2011年9月、現在のD棟1階に保健室が移り、2階に学生相談室ができて、初めて保健室と学生相談室が別になりました。当時は学生相談用に3部屋を使っていましたが、いまは5部屋に増えています。現在の保健室は、元々

教務課として使われていた部屋を改装して使っています。

**森山：**保健センターに複数名の精神科の医師が常駐しているのは珍しい方だと思うのですが、南山大学には、昔から精神科の医師がいたのでしょうか。

**郷田：**はい、そうです。しかし、2012年度に岡田前センター長が常勤でいらしてから、より精神保健相談や学生相談の枠が広がりました。

## 2. 保健室の役割

**森山：**保健センターに含まれるそれぞれの組織の機能について、教えてください。まず、保健室の機能は何でしょうか。

**中野：**基本的には、おなかが痛くなった、ケガをした、というときに学生がくる、そんな場所です。学生数に見合うだけの8つのベッドを準備しています。開室時間は9時～17時です。健康診断も、もちろん保健室が担当していて、そのフォローアップもしています。キャンパス公衆衛生も担当していて、たとえば最近ではキャンパス内禁煙の活動にも携わっています。7月からの学内禁煙に伴い、保健センターのスタッフでポスター



を貼りにいき、タバコを吸っている人たちがいないかどうか見回ったり、禁煙の助けとなる飴などのグッズを配布したりしました。他には、留学したときの自分自身の体と心を保つための講義や情報提供もしています。部活やサークルでのケガ、夏になれば熱中症になりやすいので、そういった事柄に関する知識や対処についての情報提供も保健室からしています。

森山：保健室は具合が悪いときに行く場所、というイメージを学生は持っているようです。生理をはじめ婦人科に関連する悩みを持っている女子学生もいたりしますが、そういった相談もしても良いのでしょうか？

中野：はい。そういう内容については内科の先生や看護師が対応します。他にも、去年は産婦人科の先生に来て頂いて、講演をしてもらいました。

森山：生理が怖い、症状の重さが分からない、ピルが怖いなど、女の子からの相談を私も受けることがあります。高校時代までに性教育は受けますが、その内容は大学に入ってから実感することが多いのではないのでしょうか。

中野：そういった学生のニーズがあるのであれば、保健室として産婦人科の先生をもう一度呼んで企画したいですね。

### 3. 学生相談室の役割

森山：学生相談室はどうでしょうか？

郷田：D棟の2Fにあります。受付は1Fの保健室にあります。学生相談室での相談は基本的に予約制です。予約について、直接、受付に来ていただいても良いですし、メールや電話でも受け付けています。

森山：学生や親御さんが直に電話をかけてくるのでしょうか？

郷田：そうです。メールでの申し込みは少なく、窓口来訪と電話が半々という感じです。最初に申込カードを全員に書いてもらいます。電話で申し込みを受けた場合でもそれは同じです。

高科：基本的に、相談したい学生には予約のうえ学生相談室に来てもらって、一対一で個別面接をするという形式をとっています。

森山：精神保健相談にしても、学生の潜在的なニーズは大きいと思います。ただ、保健センターがそういうことを相談しても良い場所だということ自体を学生が知らないという問題があるように思います。

中野：これは人間の心理の問題だと思いますが、こころの問題は蓋をして隠しておくべきものという集合無意識のようなものがあると、どうしても「学生相談」から意識が遠のいてしまいます。保健センターは、確かに不調になった人が来る場所だし、楽しい場所ではないけれども、足を踏み入れることは“一線を越える事”というような根強い偏見が根底にあるように思います。困った時には相談できるというのも大切な社会スキルだと思いますし、学生相談室がもっと気楽に訪れられる場所になると良いと思っています。

森山：本当は学生さんを連れて保健センターがどんなところか、ツアーをしたいですね。百聞は一見に如かずですから。



### 4. 特別修学支援室の役割

森山：特別修学支援室は元々あったのでしょうか。

郷田：南山大学瀬戸キャンパスでは保健室が非常に広がったんです。そこで当時、学校医をなさっていた早川徳香先生が学生さんに声をかけて、「セトゼミ」「NAVIセト」という名前で、瀬戸キャンパス独自のプログラムを立ち上げ、学生のサポートをしていました。元々はそこがルーツになっています。瀬戸キャンパスがなくなることになった時、名古屋キャンパスの学生相談室と同じフロアに「セトゼミ」と同じ機能を持つ部屋をつくろうという話になり、いまの場所(D棟2階)に「特別修学支援室」と名付けられて設置されました。

中野：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が2016年4月に施行されたことから、障害を持つ方への合理的配慮が求められるようになり、特別修学支援室は合理的配慮も



担当することになりました。学生から「配慮願い」が出ると、特別修学支援室が中心になってどのような配慮をしていくか、その学生さんと一緒に話を進め、会議にかけて決定した内容をその学生さんに関係する教員の方々に周知していくのです。ですから、教職員の皆さんにも合理的配慮や特別修学支援室のことを知ってもらわないといけない。学生さんには、自分を知り助けてほしい時は相談してみる勇気もてるような環境

作りと、教職員の皆さんには、その意義や手順への理解を深めて頂き連携を強化していくことが、これから私たちの大切な仕事になっていくと思います。

**森山:**ところで、特別修学支援室は発達障害だけを扱うというわけではありませんよね？また、いま来ている学生さんは、特別修学支援室のことをどうやって知ったんでしょうか？

**中野:**入学時に配られるリーフレットで知ることもありますし、親御さんにも保健室を通じて紹介したりしています。特別修学支援室は、学生さんにとっての居場所の一つと考えてもらえばよいです。ただし、友達と一緒に来ても構いませんが、団らんをするスペースではなく、一服してリセットしたいという人のために用意している場所です。食事をして構いません。クールダウンしたり、勉強したり、昼寝をしたり…。学生さんにとって、心地よい場所となるように工夫しています。奥にスタッフが必ず一人座っています。何かあれば声をかけてもらえばいいです。教室というのはそれなりに緊張した空間でもありますから、保健センターという守られた環境の中で、静かにだらっとリラックスできる場所を用意しておきたいと思っています。

**森山:**予約はいるのでしょうか？

**竹本:**学生相談室の予約は必要ですが、特別修学支援室は、どのような学生でも予約不要です。いきなり来てもらって大丈夫ですよ。9時半～16時半（11時半～12時半を除く）で開室しています。



**森山:**つい立てがあって窓側に向いているイスの配置が良いですね。音楽もかかっていますよね？

**竹本:**小さな音で環境音楽をかけています。

**中野:**履修相談やキャリア相談についても、特別修学支援室で対応しています。

**竹本:**結構たくさん学生の皆さんが利用してくれています。静かに時間を過ごしたいという方、スタッフにちょっと相談がしたいという方、発達障害があってレポート作成が苦手な方などが、いらっしやいます。南山大学には1万人弱の学生さんがいることを考えると、今、利用している学生はほんの一部で、もっと多くの隠れたニーズがあるのではないかと思います。どんどん使っていただきたいです。

**中野:**将来的には、特別修学支援室の名称に関して、「特別」という言葉を取りたいです。特別修学支援室の敷居を下げると、スペースが足りなくなったり現行のスタッフ数で回せなくなったりするリスクはあります。でも、このまま敷居を下げないと、本当は利用したいと思っている学生さんが利用する機会を逸してしまう。特別修学支援室も、学内にあるいくつかの安心できるスペースの中の一つになればいいと思っています。

## 5. 今後の方針について

**森山:**今後の課題は他にありますか？

**笹井:**定期健康診断への受診率が、1年生は高い（90%超え）ですが、その率は学年が上がるにつれて段々と



落ちていくので、保健室としては受診率を上げる使命を背負っています。身長や体重だけでも経年で見ることが重要です。そこから不調や異常を見つけることもできますから。社会に出てからは定期健診を受けることがルールになるので、大学に在るうちから、その習慣を身につけて欲しいですね。

森山：本棚などの保健室のレイアウトのコンセプトはどなたが考えられたのですか？

中野：保健センター係長の林さんがご自身のセンスで整備して下さっています。待っている時間に、ちょっと座ってちょっと読むという、ほっとするスペースを目指して揃えて下さっています。書籍だけでなく、様々なものが飾られていますので、探索してみてください。この6月には小さいですが花壇も作ることが出来ました。

森山：学生がふらっと行けるのが重要ですね。

中野：どういう場所なら行きやすいと思うのか、生の学生の声を保健センターにも届けてもらえると、いろいろな改善を進めやすいです。

森山：特別修学支援室については、教員もあまり知らない、来たことがないという人も多くいますが、それも特別修学支援室の特別感を生む一因ではないでしょうか。本当は図書館くらい慣れ親しむ存在であっていいと思

います。新任教員向けのツアーを組むとか、いかがでしょうか？

中野：近い建物に長年いる先生でも、来たことがない人は少なくないです。就活をサポートしているキャリア支援室でも悩み相談が相当な数あると聞きますが、本当はこちらに来てよいはずなんですよ。気楽に使って良いところなのに、「一線を越えたくない」とか「そこまで落ちたくない」といって忌避する学生がいたりするのは本当に残念ですね。

森山：大学全体との関わりでの課題はありますか？

中野：足を運んでくれた個々の学生のニーズに応えることが重要ですが、キャンパス内の健康の底上げも大切な業務です。その一環として、3つの組織（保健室、学生相談室、特別修学支援室）の連携をもっと深めていくことが重要です。元気な南山大学生を目指して、フィジカル・メンタルの両面から健康を底上げしていきたいです。

森山：今回、こうして保健センター全体でインタビューに時間を割いていただき、すでに皆さんの連携の強さを感じました。我々もできることからご協力できればと思っています。本日はどうもありがとうございました。■

①中野有美【なかの・ゆみ】

南山大学人文学部心理人間学科教授（医師、臨床心理士 公認心理師）、保健センター長（学校医、産業医）：精神療法（特に認知行動療法）を専門とする精神科医。2018年より現職。

②笹井冠奈【ささい・かな】

南山大学保健センター教授（医師、学校医、産業医）：循環器を専門とする内科医。2018年より現職。

③竹本美穂【たけもと・みほ】

保健センター（特別修学支援室）特任助教（臨床心理士、公認心理師、キャリアコンサルタント）：一般企業勤務を経た後、心理臨床の道に。2019年より現職。

④高科沙知【たかしな・さち】

保健センター（学生相談室）特任助教（臨床心理士、公認心理師）：教育現場と医療現場で心理臨床に携わってきた。2019年より現職。

⑤郷田妙美【こうだ・たゆみ】

学生課保健センター 看護師：瀬戸・名古屋両キャンパスで保健業務に携わる。2000年より現職。

⑥諫山優美【いさやま・ゆうみ】

学生課保健センター看護師：名古屋キャンパスで保健業務に携わる。2010年より現職。



## 学界報告

南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム

# 「Stranger Ethics—一人は〈よそ者〉の何を恐れるのか？」

奥田太郎

南山大学社会倫理研究所・第一種研究所員  
人文学部・教授

本年で第8回となった上智大学生命倫理研究所との共催シンポジウムは、〈よそ者〉をテーマに2018年10月13日（土）に南山大学にて開催された。

昨今、世界的に他なる者への不寛容の気配が強まり、ある種の閉塞感が政治的言説を覆い始めているようにも思える。そうした状況認識に基づいて、難民問題、移民問題、在留外国人、外国人を含む出稼ぎ労働者、ホームレスの問題など、〈よそ者〉に関わる様々な問題について、個別の問題の切実さを捨象せず、そこに通底する根本的な問題について論じようと試みたのが、今回のシンポジウムであった。そのために、提題者として、哲学者、社会学者、心理学者を一人ずつ招き、それぞれの専門的な知見を披露するとともに、分野を越境した総合討論を展開することが狙いとして設定されていた。

第一報告は、寺田俊郎氏（上智大学文学部教授）による講演「〈よそ者〉どうしの倫理—カントの世界市民論から考える」であった。寺田氏は冒頭、カントの哲学は〈よそ者〉の哲学ではないか、ということが今回の講演のモチーフであると述べた。カントは、『永遠平和のために』の中で、世界国家よりも国家連合を唱えるが、そのなかで世界市民法的なものについても語っている。カントによれば、国民国家を基本単位とする世界の中で、私たちは、どこに行ってもただ敵対的な扱いを受けないという権利（訪問権）を有している。こうした権利を有する世界市民としてカントが想定しているのは、特定の共同体に属さない行為主体であり、そうした主体はいわば〈よそ者〉だと捉えうる、と寺田氏は主張し、さらに、世界市民の哲学とは、〈よそ者〉として〈よそ者〉とともに哲学することである、と喝破する。寺田氏によれば、〈よそ者〉どうしの倫理とは、〈あなた〉と〈わたし〉、〈彼〉〈彼女〉によって構成される人称的世界の倫理のなかで人格として生きる側面と、特定の共同体の成員として生きる側面との二重性のなかから生じてくるものであり、〈よそ者〉に対する恐れもそこに由来することになる。

第二報告は、徳田剛氏（大谷大学社会学部准教授）による講演「社会的〈よそ者〉論の課題と展望—社会学説史・在日外国人研究の知見から」であった。徳田氏は、まず、〈よそ者〉をstrangerの訳語として使用することの是非について問い、そのうえで、社会的な〈よそ者〉論の特徴として、「定住社会」から「移動社会」への移行に伴い、仲間でもなく敵でもないstrangerという第三のタイプが問題として現れたことを指摘する。さらに、徳田氏は、stranger論の社会的な系譜について2つの段階に分けて、第一段階では、ホストコミュニティに対比される、外部からやってきた定住者＝〈よそ者〉がstrangerとして問題化され（代表的論者は、ジンメル、パーク、シュッツ）、第二段階では、互いに知らない匿名的他者としての「見知らぬ者」がstrangerとして問題化されてきた（代表的論者は、ゴッフマン、ハーマン、バウマン）、と整理する。徳田氏によれば、第二段階のstranger論では、strangerばかりの世界をどうまとめるのかが課題となるが、社会的には、見知らぬ者ばかりの社会に対して不安や恐れが増幅して、見知らぬ者を〈よそ者〉化し、〈よそ者〉的な人たちを捨てる＝「棄





民化」する、という動きが生じてくる。そうした情勢にあって、徳田氏は自身の課題として、(1) stranger をどう訳すかという問題は、stranger 論理解に本質的に関わる重要な課題である、(2) フランス現代思想の「他者論」との関係を解明する必要がある、(3) 「被災外国人」といった奇妙なカテゴリーに顕在化するような、グローバル化時代における「くよそ者」- ホスト関係の重層性」をきちんと捉える必要がある、という3点を挙げ、現代的な stranger 問題に対して、現場への調査を踏まえた多面的・多面的なアプローチで臨むことの重要性を説いた。

第三報告は、**土屋耕治氏** (南山大学人文学部講師) による講演「くよそ者を恐れる心」であった。土屋氏はまず、人がくよそ者を恐れる心理学的な説明として、精神分析的な考え方、進化心理学の発想、脳科学の視点それぞれに基づいた3つの回答を紹介した。さらに、人々は外集団(くソト)よりも内集団(くウチ)に好意的に反応しがちであるという社会心理学の定説に依拠しながら、土屋氏は、人が自分の身体に対しても strange の感覚をもちうることに着目し、個人内のくヨソ)から文化間でのくヨソ)までを「自己の当てはめが可能な範囲外」という枠組みによって統一的に捉え直し、「バウンダリーの任意性」を示すという自説を提案し、議論を喚起した。最後に、次の三つの課題が提示された。第一に、内集団成員がくよそ者)になっていくプロセスはどうなっているのか、また、そのようにくよそ者)になった成員へのケアはどのように理解されるのか。第二に、エスニシティ、民族性などを一見するとまたない「好きなもの的一致」という点のみで形成されたコミュ

ニティに対しても、くよそ者) 論の議論は適用可能なのか、適応可能だとすれば、最近の VR 技術との連動をどう考えるのか。第三に、誰がどういった倫理でくよそ者) とされる人たちに対して責任をもつ必要があるのか。土屋氏は、くよそ者) を恐れる人間の心理メカニズムについての様々な心理学的知見を示すことから講演を始め、そうした知見を踏まえて私たちには何ができるか、という問題提起で締めくくり、全体討論へと議論の場を開いてくれた。

続くパネルディスカッションおよび全体討論では、次のような論点について議論が交わされた。

(1) 社会学的な stranger 論の第一段階と第二段階の切り分けは、実際には明確ではなく、実態としては両者が混在しているのではないか。また、strangeness の可視性・不可視性も重要な論点である。

(2) くよそ者) を恐れる心についての心理学的な説明はどの程度信憑性があると考えられるのか。実験結果として示された事実を一般的なものとして説明する際には慎重な姿勢が必要となる。

(3) 誰もに訪問権があると言っても、状況次第では、訪問し相対すること自体にリスクがあると考えられるのではないか。

(4) stranger 論を支えるのは、我と汝の二者関係なのか、それとも、社会を成立させる三者関係なのか。

(5) stranger へのネガティブなリアクションに対しては法制化などが進みやすいが、多様な文化や出自を背景とする者同士による共生社会の実現といったポジティブな動きについて制度的根拠づけが難しい、という現状において、何か打開策はあり得るか。

(6) ホスト集団に承認されたいというくよそ者) の願いが実現されない状況、特に、宗教が関連してくる場合をどう捉えればよいのか。

(7) くよそ者) を個人として捉えるのか、外集団として捉えるのか、そこに違いがあるのかないのか。

(8) くよそ者) に対してどういう場面でどういう配慮が必要とされるのか。訪問権尊重だけで本当に十分なのか。

(9) くよそ者) と他者は概念としてどのように違うのか。

紙幅の都合で、これらの論点をめぐってどのような議論が交わされたかを記すことはここではできないが、具体性と抽象性の両軸を行き来しながら、様々な観点からくよそ者) あるいは stranger について語られる時間となった。ここでの議論の詳細については、すでに刊行された講演録を読んで追体験していただきたい。■



## 2018年度懇話会等報告

## 第一回懇話会

2018年4月21日(土)

南山大学R棟4階R49教室

森下圭子氏(翻訳家・ムーミン研究家)

## 「ムーミンが生まれた国フィンランドのこと～人々の幸せとは? 国の政策と取り組み」

「いのちの支援」研究プロジェクトならびに「社会的レジリエンス」研究プロジェクトの一環として、翻訳家でありムーミン研究家でもある森下圭子先生をお招きしてご講演いただいた。

日本とほぼ同じ国土面積を有するフィンランドの人口はおよそ550万人。すべての国民が力を発揮することが大切であるとの考えに基づく政策が推進されているという。国が進める自殺対策により、30年間で自殺者は半減している。また、90年代後半には国の定めるカリキュラムを大幅に削減し、教育内容や教育方法について地域や教師に大きな裁量を与える教育改革が行われ、国際学力調査でも上位の成績をあげて注目を集めている。国連による「世界幸福度報告書2018」においては、幸福度第1位の評価を得た(ちなみに日本は54位)。

森下先生は、大学4年の時にムーミンの本を手にしたこ



とをきっかけに、ムーミンという文学が生まれた背景に興味を持ち、フィンランドに移住された。ムーミンを通してフィンランドの社会や人々を見つめてこられた先生のお話は、フィンランドの社会で大切にされていること、価値観などを知るうえで、大変興味深いものであった。私自身も、これまでに経験してきた身近な事柄を振り返り、改めて意味を考える時間になったように思う。おそらく出席者の方々それぞれが、自分らしさや、自分が大切にしていきたいことについて考える手がかりを得られたのではないだろうか。

ムーミン作品は冒険譚だが、人のような、動物のような、よくわからないさまざまなキャラクターが共存し、ヒーロー不在で戦いはなく、何も勝ち取るわけではないが、みな何かしら幸せになっている、というのが特徴だと指摘されていた。森下先生の語られたさまざまなエピソードから見えてくるフィンランドの社会や人々が大切にしている価値観、つまり、異なる者同士が、お互いの領域に踏み込みすぎることなく、お互いを尊重し受け入れるというあり方は、ムーミンの物語にもつながるようだ。

何度も感心しながらうかがったお話の中でもとくに印象に残ったことを挙げておきたい。フィンランドの森は、人が手を加えて維持されているが、私有森であっても、枝を折るなどして森を傷つけない限り、誰もが中に入って楽しんでよいそう(ベリー摘みやキノコ狩りも!)。誰もがどこでも自然を楽しむ権利を保障することで、少ない人口であっても自然環境の利用と保全を両立させているのは示唆に富んでいる。もうひとつは視覚障害を持った人が、音声案内のないトラムを利用しているお話だ。同じトラムに乗り合わせた人々が当たり前のように助け合うことで、ハードが完璧でなくてもバリアフリーが実現しているありようは、想像するだけで気持ちよい風景だ。いずれの話も、社会の中に相互の信頼と寛容さが根付いていることの価値を伝えていると思う。

フロアからは、多様な価値観を認め合う社会や、職業や年齢に影響されない対等な人間関係、フィンランドの歴史や教育の取り組みなどについて、多くの質問が出された。森下先生の元気な語り口によって、会場が徐々に暖かく開かれていくのが手に取るようにわかる懇話会だった。

(文責 | 都築章子)



## 第二回懇話会

2018年6月9日(土)

南山大学R棟5階R55教室

要保護児童の代替的養護の在り方に注目が集まる中、現在、特別養子制度改革のための具体的検討が進められている(このことは後述の梅澤報告で紹介された。懇話会の後、法制審議会特別養子制度部会が組織され、2019年1月29日の同部会で「特別養子制度の見直しに関する要綱案」が決定されたのち、法制審議会でさらなる審議が進められている)。その背景として、現在の我が国では、要保護児童の家庭での代替的養育がなかなか進まないままであることが指摘されている。

この日の懇話会は、「誰が子どもを育てるのか 養子縁組をめぐる法・制度・倫理」という統一テーマで、「子育て」の主体をめぐる我が国の社会意識とその法制度への反映の一端を明らかにしようというものであった。以下、梅澤氏と白井氏の報告を要約しよう。

### 第1報告

梅澤 彩氏 (熊本大学大学院法曹養成研究科准教授)

#### 「特別養子縁組法制の再検討—子の福祉の観点から」

我が国では、古くから存在する契約的な「普通養子」の制度と、子の福祉のために昭和の終わりに設けられた「特別養子」の制度がある。すなわち、養子縁組は、戦前の「家」制度の時代には「家」を継がせるための制度として、戦後もしばらくの間は、将来の扶養を期待して子のない夫婦に子を与えるための制度としてとらえられてきた(「親のための養子」)。それが、とりわけ、菊田医師事件(1973年)を契機に特別養子制度が設けられて(1987年)以降は、「子どものための養子」という発想が浸透してきている。

特別養子制度は、普通養子制度と異なり、実親子関係を法的に断絶させて子を養親の嫡出子として扱う制度である。この特殊性から、①実父母の同意を原則とし、かつ特別養子成立までの間の同意撤回が可能とされ、かつ②特別養子成立のためには家庭裁判所の許可が必要とされることが、普通養子制度との顕著な相違点として指摘できる。上記②の許可に当たっては、実親の監護の著しい困難ないし不適当などといった実親側の事情と、養親のもとで育つことがこの利益のため特に必要といえるかという養親側の事情の双方が要求される(民法817条の7。「要保護要件」)。

上記①をめぐるのは、実親の同意を得ることの困難や、



あるいは撤回までの間同意が不安定であることが、縁組を阻害する大きな要因となっている。上記②については、高度な規範的判断が迫られるため、その判断が容易でなく、また判断が不安定になりがちな点が問題である。それでも、特別養子制度が実親子関係の法的な断絶を伴うという帰結の重大性から、上記①・②の要件それ自体は、今後もおお維持されるべきであろう。

特別養子縁組が成立した場合、法的に断絶した実親子関係をどのようなものとしてとらえるべきかについても、制度にはなお検討の余地がある。具体的には、出自を知る権利が実質的に保障されるべきである。特別養子の場合には戸籍の身分事項欄に手掛かりが残ることから出自をたどれる可能性が一応残されてはいるが、そもそも養子が真実告知を受けていなければそれも事実上不可能となる。また、特別養子縁組成立後も、実親との面会交流の可能性を法的にも考慮すべきである。

### 第2報告

白井千晶氏 (静岡大学人文社会科学部教授)

#### 「出生前検査と子どもの障害を事由にした養子縁組」

近年、母体血を用いた新型の出生前検査が普及し、この検査の対象とされる常染色体トリソミー、とりわけダウン症候群の子育てをめぐる親の葛藤はより顕著なものとなってきている。この点、例えば米国では、"special needs



adoption" という形でダウン症児を含む障害児の養子縁組が広く行われており、障害児の子育ての一つの在り方として周知されている。これに対して我が国では、ダウン症児の養子縁組という養護の在り方は、当事者団体などを含めて社会的に認められているとはいいがたい。その一方で、報告者らの先行研究から、ダウン症児の養子縁組は、我が国でも一定数みられることが明らかになっている。

民間の養子縁組機関で活動する支援者へのインタビュー調査からは、ダウン症児の養子縁組をめぐる以下のような事情が明らかになる。

養子縁組に至る事情として、実親自身による子の障害の受容の問題が大きい場合がある。相談に現れる実親は危機的な状況にあることも多く、養子縁組という選択肢を与えられることだけで危機状況の緩和につながることもある。

相談の中で情報を得て、時間をかけて障害が心理的に受容できる場合もある。もっとも、時間をかけても自らの子を受容できない場合もある。また、子の育ちを考えれば長い時間をかけることは相当でないとも考えられ、その場合には特別養子縁組を考慮すべきことになる。ただし、梅澤報告にもあるように、特別養子縁組の要件として実親側の養育困難などの事情が示されなければならない。心理的な事情に起因する養育困難が「要保護要件」に該当するかという点の法解釈の揺れが、ダウン症児の養子縁組を進めるうえでの阻止要因になりがちである。



ダウン症児の子育てを支えるシステムとして、現状では施設や養子に託すか自らが養育の全責任を負うかといった具合に選択肢が限られている。たとえば、必要があるときだけ子を預かるレスパイトケアのようなシステムがないこともダウン症児の子育ての負担となるという声もある。

報告の後、フロアを交えての議論が行われた。議論では、とりわけ我が国において、子は生んだ者が育てるべきとする社会規範が極めて根強いということであり、それが養子という在り方を考えるうえでの阻害要因となっているとの意見が強かった。また、戸籍制度がわが国での議論を考えるうえで特有の事情となっていることも指摘された。

議論の中では自ら養育しきれない可能性のある子を生まないことこそが親の責任であるという観念がわが国に根強いという指摘もあった。そうだとすれば、わが国で子育ての主体という今回の懇話会のテーマを考えるには、結局、この社会での「生み（の選択）」に対する倫理的・規範的な態度決定を要するよう感じられた。

(文責 | 水留正流)

### 第三回懇話会

2018年9月22日(土)

南山大学R棟4階R49教室

2018年度第3回の懇話会は、「倫理学の可能性」研究プロジェクトおよび「法・制度・倫理」研究プロジェクトの一環で、「事故はなぜ起きるのか？スポーツの心理と倫理を考える」をテーマに実施された。これまでスポーツにまつわる数々の倫理的問題について、多くの著書を執筆し社会に向けて発信されてきた近藤良享氏による「見よう、見まねのスポーツ実践」と、国立登山研修所などでの研修会講師や実践的活動に取り組む一方で、人間の状況判断を認知心理学から学術的に解明するなど、実践と理論において幅広く活躍されてきた村越真氏による「自然のリスク：魅力とのジレンマにどう向き合うか？」という観点からご講演いただいた。司会は社会倫理研究所所長の奥田太郎氏が務めた。

#### 第1報告

近藤良享氏(中京大学スポーツ科学部教授)

#### 「見よう、見まねのスポーツ実践」

近藤氏はまず、スポーツに存在する倫理的問題と学問としてのその捉え方を説明された。そこでは個別事例的な





問題を原理的な問いにまで遡って考察する学問であり、その視点から昨今のスポーツでの倫理学、法学に関連する問題を捉えると、それらのスポーツが抱える村社会的な構造ではなく、民主社会的な構造への転換の必要がある、と指摘する。さらにスポーツを「教育概念」／「文化概念」の二分法で捉えた場合、「教育概念」では「安全配慮義務」、「文化概念」では「危険の引き受け」が発生し、日本社会における「体育」と「スポーツ」の混用・混同によって、「見よう、見まね」で活動したときに事故発生に至ることが懸念されると注意喚起する。その理由として、日本では教育制度の体育として成長してきた一方で、スポーツはイギリス中世のパブリックスクールなどでフットボールを利用した暴力性と抑制のモラル・ジレンマ教育から成長した文化的背景の存在があったこと、この概念の混用・混同が日本のスポーツの事件・事故の潜在的危険性にあることが指摘された。

## 第2 報告

村越真氏（静岡大学教育学領域教授）

### 「自然のリスクー魅力とのジレンマにどう向き合うか？」

村越氏は、山岳の事故を事例にあげ、公助と認知的誤判断の可能性について言及された。山岳遭難では転・滑落が

想像されやすい。実際には転・滑落は減少傾向にあり、増加の一途をたどるのは認知的誤判断の一例である道迷いにあること、特に50～70代登山者の遭難増加の要因にあったことを調査研究に基づき説明された。中高齢者の遭難増加と聞くと、体力低下による認知的誤判断誘発、転・滑落発生などと、短絡的に把握される可能性がある。しかしながら、村越氏は、リスク要因を管理化する公助の役割から事故原因を紐解く。公助は安全に登山することに必要な取り組みであっても、自己保全、自由意志による行動、事故に至る経過の回避、事故結果への責任、という危険の引き受けを担保した自己決定の機会を潜在的に奪うことになり、リスク認識の低下にも発展していることを指摘する。これは、公助に基づく安全管理の外化のために、行動中に偏在する不可視リスクをさらに不可視にしている可能性、この不可視化が認知的誤判断に至る可能性を示唆している点が、本懇話会での非常に興味深い視点の共有であった。つまり、行政のパターンリズムの弊害がリスク管理の低下を潜在的に促進しているように理解されるのである。この指摘は、リスク要因を管理すれば事故が無くなる、というものではなく、当事者のリスク認知の機会を奪うことを意味し、人間のリスク回避能力の低下に繋がっていることでもある、と考えられる。



これら、お二人の講演において指摘された潜在的な構造は、実はスポーツにおける不可視となっている共通の構造を再見する機会にもなり、参加者からの質問に回答する形式での総合討議を通じて、今後スポーツに取り組む人間が向き合うべき課題について互いに考察する貴重な懇話会となった。

(文責 | 平川武仁)

## 第四回懇話会

2018年11月17日(土)

南山大学 Q 棟 5 階 Q504 教室

2018年度第4回の懇話会は、「国際社会」と倫理」研究プロジェクトの一環で、「国連職員は「正義の味方」か？」を共通テーマに実施された。司会は、社会倫理研究所の奥田太郎が、コメンテーターは、南山大学総合政策学部の山田哲也が務めた。

この懇話会では、国連平和維持活動に参加する要員（以下、PKO 要員）の職業倫理、がテーマとされた。こと日本では、国連については「神々が住む神殿」という、過度に理想化された国連像が流布し、PKO 要員をはじめとする国連の要員（職員や出向者）についても、「国際社会の



理想を体現する立派な人々」というイメージで描かれることが多い。

しかし、実態は違う。PKO 要員の中には、現地で性的搾取を行う者もいれば、交通事故を起こす者もいる。では、彼らに求められる職業倫理は何か。また、その源泉はどこにあるのであろうか。また、このような事態に国連自身はどのような対策を講じているのか？それがこの懇話会の大きなテーマであった。

### 第1報告

キハラハント愛氏（東京大学大学院総合文化研究科准教授）

#### 「国連平和活動要員の専門職倫理感について」

キハラハント氏からは、現地に派遣された各国要員にとって、現地に売買春の施設があることは当然であるとの認識があること、また、現地の側にもそのためのビジネスが成立しやすい（PKO 要員は、手当を受け取っており、その額は現地住民の平均的な所得からみればはるかに高額である）こと、が紹介された。

国連事務局自身は、PKO 要員による性的搾取については、これを厳格に取り締まる政策を打ち出しており（ゼロ・トレランス政策）、暴行・強姦の類はもちろんのこと、売買春の場合でも、それを行った者を本国に帰国させ、自国で然るべく処分するという方針で臨んでいる。しかし、実際問題として解決には程遠い状況にある。

### 第2報告

眞嶋俊造氏（広島大学大学院総合科学研究科准教授）

#### 「国連平和維持活動（PKO）に参加する兵士は、「輝く鎧を纏った、白馬の騎士」なのか？一軍事専門職倫理をふまえて」

続いて、第二報告者の眞嶋氏からは、専門職倫理の立場から、PKO 要員や人道支援要員による性的搾取の問題が取り上げられた。専門職倫理とは、私人としての一般倫理と異なり、高度な知識や技能が必要とされる職業において、その職に就き、また職務を遂行する上での役割倫理をいう。ここで問題になるのは、軍人や人道支援要員としての専門職倫理である。PKO 要員には、二重の意味での専門職倫理が求められる。第一に自国の軍人であることに伴う専門職倫理であり、第二が国連の要員であることに伴うそれである。PKO 要員の場合、前者であることが前提となって、後者としての存在が成立する。この構造において PKO 要員の忠誠心が国連よりも自国に向いていることが、問題の根源なのではないかということをも眞嶋氏は指摘した。





PKOであれ、人道支援であれ、それ自身は崇高な職務である。その一方、その担い手一人一人が十分に倫理教育を受けた崇高な使命感の持ち主とは限らない。そのことが問題の解決を遅らせているのではないか。そのような感想を抱いた懇話会であった。

(文責 | 山田哲也)

### ◎しゃりんけんトークセミナー

2016年度より、新たな取組として、社会倫理研究所では「しゃりんけんトークセミナー」を実施している。本セミナーは、「学生のためのトークセミナー」であり、対象は南山大学の学生限定となっている。内容としては、学生が社会人になる前に知っておいた方がよいこと・考えておいた方がよいことを、各分野の専門家がわかりやすく解説し、さらに参加者とのトークセッションを通じて双方向から議論するものである。

#### 第一回しゃりんけんトークセミナー

2018年6月29日(金)

南山大学Q棟Q101教室

足立賢介氏(弁護士・KIM法律事務所)

「結婚」と「離婚」ってめんどくさい？」(シリーズ「〈他者〉を知る」)

対談:佐藤まどか氏(カウンセリングスペース「リヴ」代表)

司会:森山花鈴(南山大学社会倫理研究所准教授)

現代では、晩婚化が進む一方で、3組に1組が離婚している。しかし、煩雑な手続きとその後の生活への不安から離婚自体を我慢してしまうケースも存在している。また、現在、婚姻適齢は男性18歳、女性16歳であるが、平成34年4月1日から成人年齢が男女共18歳になることを受け、18歳に変更される。そのため、親の同意なく婚姻が可能となるので高校生夫婦が増加することも考えられる。別居中でも得ることができる費用の話や、離婚後の財産分与などの基礎知識、離婚に際して困らないための準備・心構え、そして、結婚前に備えておくべきことといった「結婚・離婚前に知っておきたい法律知識」を弁護士の足立賢介さんに伺った。

結婚前にすることとして、法律婚か事実婚化の選択、氏の選択、本籍地の選択、跛行婚(国際結婚)を選択するか、夫婦財産契約、婚姻前財産の区別をしておくことが必要となる。結婚すると、同居協力扶助義務、婚姻費用分担義務、日常家事責務の連帯、不貞義務が発生する。この義務を満たされない場合、離婚が発生する。離婚の主な原因は民法770条1項に記されている通り、配偶者に不貞な行為があったとき、配偶者から悪意で遺棄されたとき、配偶者の生死が3年以上明らかでないとき、配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないとき、その他婚姻を継続し難い重大な事由があるときであり、この条件が満たされたとき離婚は可能となる。しかし、DVであったり嫌がらせであったり中には離婚に応じないケースも存在する。その場合には、「離婚費用分担請求」という制度を利用するこ





とで、婚姻関係が解消されるまで同居でも別居でも生活費を支払い続けていく義務が課せられ、離婚に応じなければいつまでも生活費を支払い続けることになり、離婚に応じてくれることがある。このように、離婚したくても相手が離婚に応じてくれないというような状況でも対策できる。

離婚には養育費や財産分与、親権といった様々な問題が発生する。離婚となると、離婚した方が金銭面の問題で今後の生活が苦しくなるから離婚はしないという声も聞く。しかし、例えば、離婚から2年以内に財産分与を請求すると、相手が退職する際に退職金がもらえたり、子の引き渡しを拒んだ際には、引き渡さなければ罰金が発生する間接強制など、手段は様々である。

今回記した手段はごく一部であり、ほかにも様々な手段や方法が存在する。結婚前に離婚について考えることは酷かもしれないが、現代の日本社会の離婚率を見ても私たちと無関係なこととは思えない。今回のトークセミナーでは「離婚は幸せになるための手段」という言葉があがった。自分がもし離婚が必要な状況に置かれたら、子供のために離婚をしない、離婚までの道のりが大変といった理由で我慢をするのではなく、自分が幸せになるために離婚を選択して良いのだと感じた。

(文責：井畑 萌)

## 第二回しゃりんけんトークセミナー

2018年6月29日(金)

南山大学S棟S22教室

佐藤まどか氏(カウンセリングスペース「リヴ」代表)

「大切な人の死」について考えたことありますか?」(シリーズ「〈他者〉を知る」)

対談：足立 賢介氏(弁護士・KIM法律事務所)

司会：森山 花鈴(南山大学社会倫理研究所准教授)

私たちは生きている限り、大切な人を亡くすという経験は避けられない。もし大切な人が亡くなったら、もし自分の友達が大切な人を亡くしてしまったら、私たちはどうしたらいいのだろうか。病気などで大切な人の死が迫っているときの向き合い方、大切な人を亡くした時の対応、大切な人を亡くした人への寄り添い方など、「家族や大切な人を亡くした時のグリーフワーク」についてカウンセラーの佐藤まどか先生に伺った。

佐藤先生は、継父の自死、夫の死の経験を経て、現在はカウンセラーとして遺族や子供たちと向き合っている。佐藤先生は修学旅行中に継父の自死を知らされた。突然やってきた別れ、自分だけ継父の死の事実を知らされないつらさ、そして、第三者から「大丈夫?」の声。佐藤先生は、恨みと悲しさから、継父の最期の場面を思い出すのに25年間かかったと言う。

佐藤先生は現在カウンセラーとして様々な境遇の子供達と関わっている。その子供達の中には、学校に行くことができなくなってしまった子も多く、その原因の一つに大切な人の死に自分だけが直接関わらなかったということが大きな傷となっていることが多い。佐藤先生は、長年、どうして自分の父親が自死しなければいけなかったのか、父親はどのように亡くなっていったのか、どうして周りの人たちが声をかけてくるのか、納得できずに怒りや悲しみを感じていた。佐藤先生は、子供達にも事実を伝えることで、子供達は大切な人の死に向き合うことができるという。

そして、佐藤先生は、中学生の頃の自分とは異なる看取り方でご自身の夫との死を迎えた。納得できず長年苦しんだ継父との別れから、ご自身の子供たちにとって納得したお別れができるよう、夫とのお別れの準備を進めた。入院中は、同じ時間を共に共有し、子供達にも病状を伝え、残された時間をどう過ごすか向き合うよう伝えた。命が尽きるその瞬間まで子供達も一緒に看取りお別れの時間を共有





した。大切な人の死に向き合い、夫婦、子供、家族、全員が納得した形でお別れをすることで残された遺族は前に進むことができるのである。

もし自分の友達が大切な人の死と向き合うことになったら、私たちは第三者としてどうすれば良いのだろうか。佐藤先生は、いつもの態度で「大変だったね。〇〇しておくね」と声をかけるなど「いつも通り」にすることが支えになると言う。親を亡くした子供達は「大丈夫？」と声をかけられることで自分が不憫な子だと自覚するようになる。そして、特に自死遺族の場合は、自分のせいで自死したと思いつている状況にあるため、いつもと違う行為がさらに傷を負わせることとなる。第三者が介入しすぎることは遺族たちの助けにはならないということを私たちは知っておかなければならない。

佐藤先生は最後に「人生は喪失ばかり」という言葉を残された。私たちは生きていく以上、喪失を切り離すことはできない。しかし、その状況の中で「グリーンワーク」を整えることで私たちはまた前に進むことができるのである。佐藤先生は学生に向けて、「なくすことに対して怖がらないこと、大切な人の死にちゃんと向き合うこと、納得した形でお別れすること、また、第三者として遺族の心理を知っておくこと、今の社会にちゃんと目を向けることを忘れないでほしい」と締めくくった。

(文責：井畑 萌)



### 第三回しゃりんけんトークセミナー

2018年10月25日(木)

南山大学S棟S22教室

樋口麻里氏(日本学術振興会特別研究員PD)

「子育て」と「キャリア」ってどう両立するの?」(シリーズ「生き方」)

司会：森山花鈴(南山大学社会倫理研究所准教授)

今回のしゃりんけんトークセミナーは、女性がキャリアを積み重ねていく際に直面する様々なイベントと、女性自身のキャリア形成をどのように両立させていくかということがテーマであった。日本では近年、夫が育児休暇を取ったり、「育メン」と呼ばれるような、育児に積極的に参画する男性が増えつつあるものの、男性単独稼ぎ手モデルを理想とするような風潮も根強く残っているように思われる。ニュージーランドやオーストラリアの女性政治家やリーダーに代表されるように、女性が積極的に社会進出を果たす例が世界的に多くなってきているが、日本ではまだまだ女性にとって「見えない天井」が存在している。日本では耳馴染みのよい「女性の社会進出」というスローガンが唱えられる一方で、現実の規範や制度は、いまだ「男性単独稼ぎ手モデル」の時代のまま止まっているように思われる。このような状況では、女性が真剣にキャリアパスを考えれば考えるほど、理想と現実のギャップに苛まれざるを得ない。現実の規範や制度が変わらない限り、女性を取り得る選択肢は、自らのキャリア形成を諦めて専業主婦となるか、キャリアも子育ても家事も全て完璧にこなすスーパーウーマンとなるかの二択となってしまっただろう。

樋口さんの講演は、ご自身の経験に基づきながら、まさにそうした日本の女性が直面する「見えない天井」の中で、どのようにもがき、乗り越えてきたかというものであった。

樋口さんは修士課程2年の時に結婚され、翌年に出産を経験されている。修士課程を4年かけて修了後、さらに博士課程にも進学し、5年で修了、学位を取得されたという(博士課程2年から3年にかけて1年間、母子留学もされている!)。これを聞くと、樋口さんはいかにもパワフルな、いわゆるスーパーウーマンのような方として想像されるかもしれない。しかし樋口さんは実際には、様々なことにもがき苦しんでおられたのである。

まず、出産前後の変化について。妊娠・出産は身体的負荷が非常に高く、出産後は一種の「負傷兵」の状態となる。



そのため、母親をケアしてくれる存在（ケアラーを支える仕組み）が不可欠であるが、パートナー（赤ちゃんの父親）でさえ、そのことを十分に認識していないことがある。また、「母親」のイメージが先行し、「母親はこうすべき」というステレオタイプの抑圧に耐えられない人もいる。出産を経験したことが母親たらしめているのではなく、その人が色々と学んでいくプロセスの中で母親になっていく（従って条件はパートナーと同じ）という樋口さんの指摘は、非常に説得的であった。

次に、育児がキャリアパスに与える影響について。樋口さんが講演の中で指摘されたのは、子どもの世話と学業や仕事の成果・評価は反比例する、ということであった。子どもは親に対して絶えざる関心を求め続ける（しかも親の仕事の事情や体調など一切考慮しない）ため、ゆっくりと論文を書く時間をとったり、まとまった時間の研究を行うことが難しい。子どもに構えば構うほど、自分の時間も体力も奪われていき、研究の生産性が落ちてしまう。結果的に研究成果が制限され、研究者としての自分の評価も下がってしまう。もちろん、育児に真剣に向き合えば、子どもとの親密度も高まるので、育児が全面的にマイナスであるということではない。しかし、「研究者としてのキャリア形成」という観点からは、研究成果を出していくことが絶対的な必要条件であり、その点で、母親が育児を全面的に担うという状況では、キャリアと育児はトレードオフの関係になってしまうのである。特に樋口さんは学生時代に出産と育児を経験したという事情もあり、収入や時間、体力の面で弱い立場に置かれていた。そうした制約にも関わらず、大学院時代には他の学生と同じ水準の研究成果を求められていたそうで、身体的・精神的なストレスは相当なものであったと想像される。このような状況は、樋口さんが働き始め、経済的に自立するようになってからは改善されたそうであるが、改めて、母親のケアをする人の存在（ケアラーをケアする仕組み）がいかに大切であるかを痛感した。

当日は、学生からも樋口さんに質問が寄せられた。子育てをしているときに嬉しかったことは何か、という質問に対して、「子どもがいるのは良いことだね」という言葉だったという。この回答に私は感銘を受けた。それは母親という役割を担っている人に対して、「母親であること」というフィルター抜きに、その人自身の存在を素直に認めてくれる言葉だからである。逆に言えば、それほど育児というものは、母親（となっている人）にきわめて大きな精神的負担をもたらし得るということでもある。そうした悲喜こも

ごもの感覚が、上記の言葉には凝縮されている。

樋口さんの講演は、研究者としてのキャリアという観点から出産・育児の問題を語られるものであったが、樋口さんのご経験は、決して研究者特有のものではなく、他の業種や仕事でも同じように当てはまるものである。母親が育児を担うべしという規範が優越する社会では、女性は専業主婦かスーパーウーマンになるかの二択を迫られるだけであろう。その両極を埋めるためには、母親を支える社会的な仕組みが欠かせない。女性が多様な生き方を選択できる社会に向けて、私たち自身が想像力を働かせて制度づくりをしていく必要がある。

（文責 | 亀橋一輝）



#### 第四回しゃりんけんトークセミナー

2018年12月4日（火）

南山大学S棟S56教室

藤城 聡氏（愛知県精神保健福祉センター所長）

「あなたは今、何かに依存していませんか？」（シリーズ「こころと身体」）

司会：森山花鈴（南山大学社会倫理研究所准教授）



今回のしゃりんけんトークセミナーでは、「あなたは今、何かに依存していませんか？」をテーマに、愛知県精神保健福祉センターで精神科医として様々な依存症の患者さんに向き合ってきた藤城さんに「ゲーム依存」と「ギャンブル依存」の実態についてご講演いただいた。依存症とは、藤城さんによると「それなしではいられない」状態であり、物質や行動を何よりも優先させた結果、いろいろな問題が起こり、「それなのに、やめようと思ってもやめられない」状態になるコントロール障害のことである。しばしば、その物質や行動をやめられないのは意志が弱いのでは無いかと誤解されがちだが、やめたくてもやめられない状態であり、「依存症は脳の病気である」という認識が重要である。

依存を自分の意志でやめようと思っても、依存症者を取りまく環境の中にあるものが外的引き金となることもあり、その場合はその条件下にあるだけで条件反射的にその物質や行動を欲してしまう。たとえば、薬物の写真が薬物防止のポスター等に使われるだけでそれを見た薬物依存症者が衝動を抑えられなくなるといったこともある。また、依存症者の内部にある心や体の状態に関連するもの（不安や怒りなど）が内的引き金になることもある。

また、依存症者は、嫌な感情（自己嫌悪、罪悪感、うつ、孤独など）に対して、一般薬を飲むかのように薬物を使用したり、ギャンブルをしたりする（不快感情の即時的解決のため）。そうしているうちに嫌な感情に対する他の対処行動が使われず衰えることで、依存症的行動だけが対処行動になってしまうという。

次に、大学生にとって、身近なのはゲーム依存だ。医学的には「ゲーム依存」という言葉ではなく「ゲーム障害」と呼ばれる。2019年5月にWHOはICD-11（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）で「ゲーム障害」を疾患と定義した（発効は2022年1月から）が、本セミナーが実施されたのは、ちょうどその報道がではじめた頃である。近年、インターネット依存、ネットゲームへの依存も問題になっており、eスポーツも活発になる中で、ゲーム障害については、発育障害や通常の社会生活を送れなくなる依存症者もあり、対策が必要な状態となっている。

さらに、ギャンブルをしない人からすれば他人事のように思われがちだが、ギャンブル依存も医学的には「ギャンブル障害」と呼ばれる精神疾患のひとつであり、誰もがなる可能性のあるものである。依存症になると借金を抱えているにもかかわらず「ギャンブルで作った借金はギャンブルで返さないといけない」という特有な思い込みも生じる

ことがある。ギャンブル障害も他の依存症と同じく、精神疾患であるため、家族や近い人がやめさせようとしてもやめることができない場合もある。また、依存症者は「自分のギャンブルは病気ではない」と頑として認めないこともあり、なかなか相談先につながらないことも多い。日本では2018年7月にはカジノ解禁を含む統合型リゾート施設（IR）整備法が成立している。そのため、ギャンブル障害についてもより対策を考えていく可能性がある。

今回、依存症は脳の病気であること、脳の病気である以上依存症になった場合には適切な治療が必要であることが藤城さんから示された。よく、予防啓発のために、依存症になると治療ができないような表現がなされること（「人間やめますか」「破滅」など）があるが、この表現は今依存症に苦しんでいる人たちが偏見に苦しむことになったり、相談先に行きづらくなったりしてしまう側面がある。もちろん、その上で、依存症にならないためには予防の知識も重要であるが、現在依存症に苦しむ依存症者への支援も不可欠であることを考えるトークセミナーとなった。

（文責 | 森山花鈴）



## 第五回しゃりんけんトークセミナー

2018年12月14日(金)

南山大学B棟B11教室

小西真理子氏(大阪大学大学院文学研究科講師)

「君がいないとダメなんだ」と言われたい?」(シリーズ「**〈他者〉を知る**」)

司会：森山花鈴(南山大学社会倫理研究所准教授)

今回のしゃりんけんトークセミナーでは、小西真理子先生をお招きし、『君がいないとだめなんだ』と言われたい?』というテーマで講話をしていただいた。ある夫婦の共依存を事例として取り上げて講話が始められた。暴力を振るわれ続けたためアルコール依存症の夫と離婚した妻がシェルターに入居したが、会ってはいけなかった夫との外での再会があったため、シェルターを退去させられた。また一緒に暮らし始めた2人は別々の相談室でカウンセリングを受けたが、夫婦喧嘩のため妻が夫の脇腹を包丁で刺したこともあった。しかし夫が一生別れないためなら何でもすると約束することによって、妻はまた彼を受け入れ、その後も2人はくっついたり別れたりを繰り返した。



これは「この人と一緒にいないとダメだ」とお互いに思っているからだ」と小西さんは指摘した。この場合、アルコール依存症である夫が配偶者である妻に依存し、一方で妻がその夫に依存されていることにまた依存してしまうことを、共依存(co-dependence)という。それが他人の抱える問題、そしてその問題との関係性への嗜癖(共依存症)であり、同時に他人に自分を頼らせることで相手をコントロールしようとする人と、他人に頼ることでその人をコントロールしようとする人との間に成り立つ依存・被依存の嗜癖的な関係(共依存関係)でもある。

共依存に関して米国では、1940年頃にアルコール依存症家族研究でアルコール依存症である夫を操作・支配したいという妻の「神経症的欲求」がアルコール依存症の病理の原因として注目され始め、1960頃にそのアルコール依存症の病理を可能にする人が「イネイブラー」という語で呼ばれるようになった。多くの場合、イネイブラーはアルコール依存症と苦悩をともにする人だったので、1970年代の初頭に「コ・アルコホリック」と名づけられ、1970年代末に「コ・ディペンデンス」とも言われるようになった。こうして、治療の面では依存者をアルコール依存症から引き離すことは効果的だと見られるようになった。

日本では1980年代末に精神医学の学問的な用語として「共依存」が輸入されたが、親子関係や夫婦関係などという、より肯定的な共依存の意味合いを持つ。人間関係は多少なりとも共依存的であるし、イネイプリングすることで人を救うこともあるからである。特に大切な身内の家族が苦しんでいる時に協力的に何でもしてあげたいというのは当然である。このように「共依存」は病気だと思わなくて、治療も必要がないと考えられた。

しかし、Domestic Violence(DV)を受けながら共依存をしていた人々の声から明確になったのは、共依存は「異常」な状態であり「病理」でもあるということである。これは特に「偽物の愛」を「真の愛」として勘違いしたり、あるいは、マインドコントロールをされたりする時に有り得る。そういう状態の中で、DV問題を一緒に解決したいとか、共依存者は悪い人、すなわちシステムの敵ではないことを証明したいとか、依存している相手に悪いところがあっても、良い面もたくさんあるので友達関係を続けたいとか、死にたいほどの苦しみがあっても、依存することでなんとか生きのびたいなどと思ったりするので、暴力を振るう相手と離れられなくなる。それゆえに、DVを受けて恐怖を抱きながら暮らしていても相手が刑務所に入れられ





るのを望まず、ただDVだけを止めて欲しいと願うばかりである。だから暴力に関わる共依存を解決するために、両者を分離する政策のニーズ以外にDV被害者のための政策も必要になる。

米国で修復的正義のプロセスとして適用されたサークル・オブ・ピースはその解決法の一つとして見られる。それは回復や和解といった解決策を求め、司法裁判所が被害者、加害者、およびコミュニティと関わりつつ、互いの対話、調停サークル、ファミリーグループのカンファレンスなどをDV治療プログラムとして適用するものである。その目標は互いの家族における暴力の歴史について対話したうえで、そこに有益な変化をもたらすことである。

今回のトークセミナーは、暴力に関わる共依存のリスクが誰の人生にも訪れる可能性がある中で、若い学生達のこ

れからの生活のために意義あるものであっただろう。

(文責 | ウィニバルドス・ステファヌス・メレ)



## 「社会的レジリエンス」研究プロジェクト活動報告



「社会的レジリエンス」プロジェクトの一環として、2019年3月4日（月）から12日（火）にかけて、オーストラリアのランドケア関係者や研究者を訪問し、将来の共同研究に関するミーティングや、ランドケア活動の視察を行った。本報告では、簡単にそのときの視察の内容についてお伝えしよう。

今回はシドニー、バサースト、キャンベラ、バルーガ、メルボルンなどを訪問した。参加者は奥田太郎、森山花鈴、ウィニバルドス・メレ、マイケル・シーゲルと籠橋の5名であった。

「社会的レジリエンス」研究プロジェクトでは、中期的な研究課題として、「補完性原理（principle of subsidiarity）」とレジリエンスとの関係に注目している。つまり、補完性の原理に適った制度や仕組みが存在することで、地域やコミュニティのレジリエンスが向上するという仮説を、オーストラリアのランドケアを事例として検証することを目指している。今回のオーストラリア訪問は、そのための国際共同研究ネットワークの構築も目的の一つであった。

### 2019年3月4日（月）

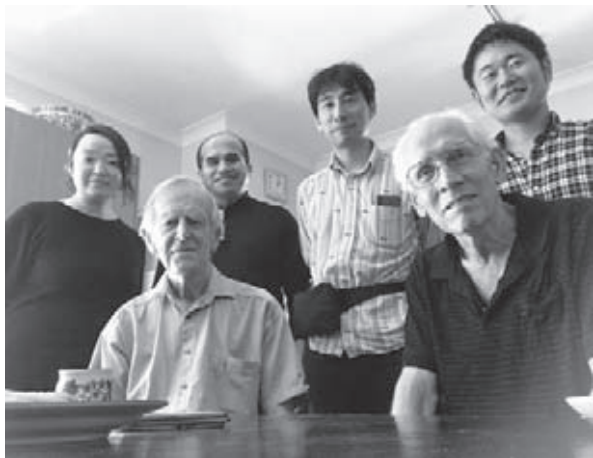
朝9時過ぎにシドニー空港に到着し、アールウッド（Earlwood）にあるジョン・プルン（John Pullen）氏の自

宅を訪問した。ジョン・プルン氏はマルサス研究の大家で、2013年の社会倫理研究所主催の国際ワークショップにも参加して頂いている。プルン氏によるマルサス研究の最近の動向に関して聞き取りをした後、補完性原理を核に据えたワークショップの企画に関して、打ち合わせを行った。その中で、プルン氏から、補完性原理はランドケア以外でも様々な取り組みで見いだすことができるという情報を得ることができた。例えば、シドニーで女性や子どもが町の清掃活動をする Clean Up Australia や、オーストラリアの著名なクリケット選手であるグレン・マグラス（Glen McGrath）氏が立ち上げた乳がん支援団体の取り組みがあるという。「社会的レジリエンス」研究プロジェクトでは主にランドケアの活動に焦点を当てているが、こうした活動にも目を向けることで、社会的レジリエンスと補完性原理との関係性をより詳しく分析することができるかもしれない。

### 2019年3月5日（火）午前

ウェスタンシドニー大学（Western Sydney University）のウェリントン南キャンパスにて、ウェントワース・ヘルスケア（Wentworth Healthcare、以下 WHC）の活動に関するヒアリングを行った。WHC はネピアン・ブルーマウンテン・プライマリーヘルスケア・ネットワーク・プログラム（Nepean Blue Mountains Primary Health Network programme）





の提供主体であり、ネピアン・ブルーマウンテン地域に暮らす人々のヘルスケアをサポートすることを目的とする非営利組織である。この地域で暮らすアボリジニの人々のヘルスケアや、アルコール・薬物への依存症の治療のサポートほか、メンタルヘルスケアに注力を注いでいる。今回の訪問では、ここでコーディネーターとして働いているジェン・クイーリー（Jen Quealy）氏に、渇水や災害時の農家のメンタルヘルスケアに関する取り組みや、助成プログラムの内容について聞き取り調査を行った。

ジェン・クイーリー氏は長年、オーストラリアのランドケア活動に関わってきた方で、現在は Australian Landcare International（ランドケアの国際的普及を目的とする団体）のメンバーにもなっている。彼女はランドケアで豊富な経験を持っているが、意外なことに、ランドケア・グループと農業コミュニティの間では連携が十分に取れていないという。そこで彼女は、自身の経験を活かし、WHC の中にランドケアの視点やアプローチを取り入れ、「Empowering Our Communities 2018-2020 Plan」の取りまとめを行っている。



る。なお、このミーティングには Intrepid Landcare のミーガン・ローラット（Megan Rowlatt）氏も参加した。

今回は限られた時間内でのミーティングであったため、WHC の実際の活動現場を視察することはできなかったが、コミュニティやグループの自律的な行動と、それをサポートする種々の組織や制度について確認することができた。次回の訪問時には、より詳細なデータを収集し、補完性原理の有効性に関する分析を深めたい。

## 2019年3月5日（火）午後

シドニーからバサースト（Bathurst）に移動し、アシュリー・ブランド（Ashley Bland）氏の案内で、Skillset と Rahamim Ecology Centre を視察した。Skillset は環境プログラムを始め、人々の様々な技能修習を支援する企業である。Skillset の建物は日光の採光の仕方を工夫したり、壁の断熱などを施すことによって、日中の電力使用量を徹底的に削減している。こうした自然調和型の建物の仕組みについて一通りレクチャーを受けた後、トーマス・スタッフ（Thomas Staff）氏に、Skillset の技能修習の中で農作業に用いる機材や肥料を実際に見せてもらった。

その後、Rahamim Ecology Centre に移動し、サリー・ニーヴィス（Sally Neaves）氏とジョン・フライ（John Fry）氏の案内で、センターの敷地内で実施されているパーマカルチャーや環境保全型農業を視察した。

同日の夜、バサーストからキャンベラに移動し、キャンベラ大学のロジャー・デイヴィス（Roger Davis）氏とミーティングをした。デイヴィス氏はオーストラリア連邦政府でマレー・ダーリン流域管理計画の法案づくりに携わり、特にアボリジニの人々にとって必要な水を文化用水として法案の中に盛り込むことに貢献した。現在はキャンベラ大学で討議民主主義（deliberative democracy）の観点から



その経験を博士論文にまとめている。彼は以前に社会倫理研究所の客員研究所員を務めていたこともあり、研究所スタッフとともに、旧交を温めることができた。

### 2019年3月6日（水）

オーストラリア国立大学の Fenner School of Environment & Society のリサ・ロビンス (Lisa Robins) 氏を訪問し、補完性原理に関する共同研究のミーティングを行った。研究ミーティングには研究科長のソウル・カニンハム (Saul Cunningham) 氏を始め、研究科スタッフ3名、客員研究員2名、およびランドケア関係者 (John Powell 氏、David Hine 氏) が参加し、社会倫理研究所との将来的な研究連携を含めて、議論を深めた。

オーストラリア国立大学でのミーティング後、ニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州の州境の町、バルーガ (Barooga) へ移動した。

### 2019年3月7日（木）

バルーガ周辺のランドケア活動 (Boomanomana Landcare) に関わった人々に話を聞くとともに、かつてのランドケアサイトを視察した。

この日は、マイケル・シーゲル氏の案内でヤラウォンガ堰 (Yarrawonga Weir) とマルウェイラ湖 (Lake Mulwala)、およびその周辺の水路を視察した。マルウェイラ湖はマレー川をせき止めて作られた人工湖であり、ここを水源として、マルウェイラ水路とヤラウォンガ水路の2本が走っている。マルウェイラ水路はバルーガを含むニューサウスウェールズ州の広大な農地を潤す一方で (100億リットル/日)、ヤラウォンガ水路はヴィクトリア州の農地に向けて分水されている (32億リットル/日)。ニューサウス

ウェールズ州の年間降水量は平均 550mm 程度、ヴィクトリア州でも平均 660mm 程度であり、日本の感覚で言えば、相当な渇水状態に置かれている。水という条件だけで考えると、これらの地域は決して農業に向けた土地ではないかもしれないが、堰や水路、配水方法などを工夫することによって、オーストラリアの人々は、水に関する厳しい制約条件を乗り越えてきたのである。現在ではマルウェイラ湖を水源に張り巡らされた水路網によって、実に 8,000km<sup>2</sup> に及ぶ面積が灌漑されている。

水は農業を営む上での不可欠な生産要素であり、それを運ぶための水路や堰もまた、不可欠な資本として世代を超えて脈々と受け継がれてきている。オーストラリアの農家にとってのクリティカルな資本、基盤的インフラとしての水供給システムの価値に思いを馳せる良い機会となった。

夜にメルボルンへ移動。

### 2019年3月8日（金）

午後メルボルンにて、ラトロブ大学名誉教授のジョセフ・カミレーリ (Joseph Camilleri) 氏と研究員のアラン・マーティン (Aran Martin) 氏とミーティング。その後、メルボルン大学の The Dax Centre を訪問し、精神に問題を抱える人々が制作したアート作品展を視察した。作品で表現されている世界観はどれも独特で、人によって世界の見え方がこれほど異なるのか、と衝撃を受けた。

### 2019年3月9日（土）

Australian Landcare International の元代表ロブ・ユール (Rob Youl) 氏の案内で、West Gate Park を視察した。この公園は元々廃棄物の埋立地だったが、ランドケア活動を通じて新たな植生が創生された場所である。ランドケア活動







の結果、豊かな植生が根つき、多くの観光客や住民の憩いの場所となっている。

### 2019年3月10日(日)～11日(月)

メルボルンからセントアーノード (St. Arnaud) へ移動。ロブ・ユール氏が個人的に手がけている生態系回復のプロジェクトのサイトを視察した。RMIT大学のメアリー・ジョンソン (Mary Johnson) 氏も参加。以前 (5年ほど前) にこのサイトを訪れたことがあったが、その時と比べて見えるほど植生が回復していた。

セントアーノードからメルボルンへの帰路の途中で、バララット (Ballarat) 近郊へ。ALIの現代表のアンドレア・メイソン (Andrea Mason) 氏とミーティングを行った。夜にメルボルンへ移動。翌日午前メルボルン国際空港を立ち、成田へ。

今回のオーストラリア訪問は、シドニーからメルボルンまで陸路で移動したということもあり、短い旅程での弾丸ツアーとなった。それでも、これまでの研究プロジェクトでつながった人々と効率的にミーティングをすることができ、補完性原理の有効性を検証するための共同研究の先鞭

をつけることができたと思う。何より、社会倫理研究所のスタッフがフルメンバーで、長年社会倫理研究所の様々な研究プロジェクトを日本とオーストラリアを含む幅広い観点から牽引してきたマイケル・シーゲル氏とともにオーストラリアの地を訪れることができたのは、何物にも代えがたい貴重なひとときとなった。

末筆ながら、これまで本研究プロジェクトの前身である「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトの時代からお世話になり、いまの私を育てて下さったマイケル・シーゲル先生が、2019年7月4日に永眠された。シーゲル先生には、筆者が研究員として2012年に社会倫理研究所に着任したときから、公私にわたって計り知れないほどの知的刺激を頂いた。もし彼と出会っていなかったら、いまの私はまったく違った人間 (研究者) になっていたと断言できる。彼の領域横断的な思考や、問題を (個別的にはなく) 包括的に理解する姿勢、常に弱者の存在を忘れない心の優しさ、この世界を少しでも良くすることへの絶えない情熱に触れるにつけ、研究というものとは安楽椅的にするものではなく、情熱と実践に裏打ちされていなければならないということを学んだ。シーゲル先生は私の中での研究者のロールモデルとして、これからも生き続けるだろう。彼との出会いと彼から受けた学恩に深く感謝しつつ、シーゲル先生のご冥福を心よりお祈りしたい。私とオーストラリアのつながりをつくって頂いたシーゲル先生に少しずつ恩返しができるよう、本研究プロジェクトをさらに発展させていきたいと思う。

### 報告 ■ 籠橋 一輝

南山大学社会倫理研究所第一種研究員  
国際教養学部 准教授



## 活動報告

## 「いのちの支援」研究プロジェクト活動報告



## 1. 「いのちの支援」研究プロジェクト

「いのちの支援」研究プロジェクトは、自殺の問題を中心に、私たちの生命、生活、人生に関わる諸問題を「いのち」の問題と捉え、その対処について、当事者の自律的な活動から国・行政の施策に至るまでを幅広く「支援」と位置づけ、「いのちの支援」にかかわる多様な課題について総合的に取り組む研究プロジェクトである。

本研究プロジェクトは、2015年度から社会倫理研究所第一種研究所員の森山が中心となり実施しているプロジェクトであり、いのちの支援に関わる研究者や実務家が自由な対話を行う場として「社会倫理研究プラットフォーム(略称:しゃりんけんプラットフォーム)」の開催やプロジェクトに関わる懇話会の開催(全2回)、しゃりんけんトークセミナーの開催(全6回)などを実施してきた。以下、2018年度の活動を報告したい。

## 2. 社会倫理研究プラットフォーム

2018年度も引き続き、「いのちの支援」に関わる研究者や実務家が自由な対話を行う場である「社会倫理研究プラットフォーム」を以下の通り全12回開催した。社会倫理研究プラットフォームは2015年より月1回程度のペースで実施してきており、これまでの参加者は、医学(精神科・内科)・心理学・哲学・倫理学・社会学・経済学・人類学・法学・政治学・教育学などの各専門分野の研究者、実務家(弁護士、教員、民間団体、復職支援・障害者支援の民間企業、マスコミ関係者)、行政関係者(県、市町村)などである。毎回15名~20名程度の人数で、セミクローズドの形をとって定期的に開催してきた。

なお、社会倫理研究プラットフォームは、最先端の研究

や現場の生の話を聞くことができる機会であるとともに、役職や立場は関係なく自由に対話できる空間であるため、幅広い議論ができる場となっている。テーマについての詳細についてはここでは掲載を控えたいが、「いのちの支援」に関わる諸問題について毎回取り扱っており、1回ごとに2時間~3時間で実施している。

2018年度(全12回) ※敬称略、所属は当時。

- 第1回 2018年4月20日(金) 17:00~  
森下圭子(翻訳家、ムーミン研究家)
- 第2回 2018年5月24日(木) 17:00~  
平野孝典(桃山学院大学)
- 第3回 2018年6月29日(金) 17:00~  
佐藤まどか(カウンセリングスペース「リヴ」)  
足立賢介(KIM法律事務所)
- 第4回 2018年7月20日(金) 17:00~  
近藤良享(中京大学)
- 第5回 2018年9月7日(金) 18:00~  
菊地建至(金沢医科大学)
- 第6回 2018年9月28日(金) 17:00~  
影山隆之(大分看護科学大学)
- 第7回 2018年10月25日(木) 17:00~  
樋口麻里(京都大学大学院)
- 第8回 2018年11月30日(金) 17:00~  
糸和彦(名古屋市立大学)
- 第9回 2018年12月14日(金) 17:00~  
小西真理子(大阪大学)
- 第10回 2019年1月11日(金) 17:00~  
藤城聡(愛知県精神保健福祉センター)



第11回 2019年2月15日(金) 17:00～

反町吉秀(青森県立保健大学)

第12回 2019年3月22日(金) 17:00～

寺田孝史(防衛大学校)

### 3. 懇話会としゃりんけんトークセミナー

「いのちの支援」研究プロジェクトとして、2018年度は下記2回の懇話会と5回のしゃりんけんトークセミナーを実施した(他のプロジェクトとの合同開催含む)。

詳しくはそれぞれの報告を参照していただきたいが、第1回懇話会では、国を挙げて自殺対策に取り組んだ国であり様々な社会福祉政策が話題となるフィンランドの事例を取り扱い、翻訳家・ムーミン研究家の森下圭子氏がムーミンを入口にフィンランドの人たちの生き方や国のしくみについて報告して下さった。そして、第2回懇話会では、「子どもを育てる」ことに焦点をあて、家族法の研究者である梅澤彩氏から養子縁組をめぐる法や制度について報告していただき、社会学者の白井千晶氏からは、近年実施されている出生前検査について、そして染色体異常(とくにダウン症)の子どもの妊娠・出産・養育の葛藤と、子どもの権利をめぐる課題について報告していただいた。懇話会では、現在社会で課題となっている事象を取り扱っており、参加者との全体討議も毎回活発に行われている。

しゃりんけんトークセミナーについては、2018年度は結婚・離婚や妊娠出産、依存や共依存、死別をテーマに主に学生向けに実施してきた。こちらは「学生のうちに知っておいた方がよいこと」をテーマに実施してきているが、毎回学生からも「大学生のうちに知れてよかった」等の多くの反応が寄せられている。人間の生活にかかわる諸問題も広く見ると「いのちの支援」に関わる内容であり、クォーターごとに1～2回のペースで今後も実施していきたい。

#### 【懇話会】

第1回 2018年4月21日(土)

ムーミンが生まれた国フィンランドのこと

～人々の幸せとは？国の政策と取り組み～

報告者 森下圭子(翻訳家・ムーミン研究家)

第2回 2018年6月9日(土)

誰が子どもを育てるのか？

養子縁組をめぐる法・制度・倫理

報告者 梅澤彩(熊本大学大学院法曹養成研究科)

白井千晶(静岡大学人文社会科学部)

#### 【しゃりんけんトークセミナー】

第1回(シリーズ「〈他者〉を知る」) 2018年6月29日(金)

「結婚」と「離婚」ってめんどくさい？

報告者 足立賢介(KIM法律事務所)

第2回(シリーズ「〈他者〉を知る」)2018年6月29日(金)

「大切な人の死」について考えたことありますか？

報告者 佐藤まどか(カウンセリングスペース「リヴ」)

第3回(シリーズ「生き方」)2018年10月25日(木)

「子育て」と「キャリア」ってどう両立するの？

報告者 樋口麻里(京都大学大学院人間・環境学研究所  
/日本学術振興会特別研究員PD)

第4回(シリーズ「こころと身体」)2018年12月4日(火)

あなたは今、何かに依存していませんか？

報告者 藤城聡(愛知県精神保健福祉センター所長)

第5回(シリーズ「〈他者〉を知る」)2018年12月14日(金)

「君がいないとダメなんだ」と言われたい？

報告者 小西真理子(大阪大学大学院文学研究科講師)

### 4. 今後の「いのちの支援」研究プロジェクト

森山が主に関わる自殺対策の分野では、2016年3月に自殺対策基本法の改正があり、2017年7月には自殺総合対策大綱の改正があった。その関係で、2019年3月(2018年度末)までを原則として全市町村に地域自殺対策計画の策定が義務付けられ、2018年度は特に地域における自殺対策を今後どのように進めるべきかが課題となった。そのため、森山個人としては県、市町村、保健所などへの助言者や研修会講師等をつとめるとともに、地域の現状について調査を実施してきたが、今後は、市町村や地方自治体とのかかわりを通して行政の現状を踏まえつつ、社会倫理研究プラットフォームに関わっている研究者らと連携を深めるとともに、引き続き樋口麻里氏(北海道大学大学院)、平野孝典氏(桃山学院大学)、阪本俊生氏(南山大学)らと自殺対策や自殺の問題に関する共同研究を実施していく予定である。

なお、2019年9月6日(金)～8日(日)には、第43回日本自殺予防学会総会が南山大学にて開催されることとなった。これを機会に、さらに多くの研究者・実務家・行政関係者との連携を深めていきたいと考える。

報告 ■ 森山花鈴

南山大学社会倫理研究所第一種研究員  
法学部 准教授



## 新プロジェクト紹介

# 「企業・人権・倫理」研究プロジェクト

企業は、国内外の経済において最も重要な役割を担い、社会的な組織として、株主だけではなく、様々なステークホルダー（従業員や労働者、更に消費者や地域市民など）とのつながりを持ちつつ、あらゆる経済的な価値を作り、人々の生活改善や世界発展のために影響を及ぼしながら事業活動を行っている。それゆえ、企業活動は、人々の生活に直接的で永続的な影響を与える可能性があり、時に人権に対しても影響を及ぼす。本研究プロジェクトの課題は、そうしたなかで、人権を尊重する企業活動をどのように行うことが出来るか、また、企業活動の結果として人権侵害が発生した場合にどのように企業に法的・道徳的な責任を負わせることが出来るか、を考えることである。

企業主導の商業活動を通じて、社会のほとんどの人の雇用と賃金が利用可能になり、商品とサービスが提供され、何億もの人々が極度の貧困から解放される。こうして、直接的また間接的に、膨大な数の人権、特に労働、社会保障、健康、教育、食料、財産、自由などに関する権利が支持される。要するに、企業は、個人の尊厳の確立と維持にとって重要な役割を果たす。換言すれば、企業は共同善のための変革の力になり得る。

一方、商慣行には人権の尊重を無視するものもある。この数十年、地元企業と多国籍企業の多くは、人権侵害者になっている。低賃金、危険で不健康な職場、児童労働、土地の奪取、差別などによって労働者をひどく処遇したこと、また地元の政府や警察などと人権侵害を共謀したことの疑いがある訴えられた企業は少なくない。しかし、ほとんどの場合、企業の責任は問われなかった。国内レベルでは、企業活動のある本国と受入国の問題に対する意欲とコミットメントが、経済的な考慮により欠如しており、同時に、国際レベルでは、国境を越えた多国籍企業の活動を規制する上でのギャップが生じるからであろう。このギャップを埋めるためのいくつかの国際的な試みがあったが、多くの国と企業の反対で、これまでのところそれらは影響が弱く拘束力のない規範や原則にとどまっている。

そうしたなか、2011年に、国連人権理事会において、これまでで最も包括的な「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認された。国連の「保護、尊重、救済」の枠組み

としても知られているこの指導原則は「国家の人権保護義務」、「企業の人権尊重責任」、「救済へのアクセス」という三本の柱で構成されている。一本目と三本目の柱は通常の国際人権法に基づいて、人権を保護する義務（人権侵害が発生した場合に犠牲者に対する救済のアクセスを規定する義務）が第一義的に国家にあることを強調する。そのために国家は政策や法規制、司法的手段によって、第三者（企業を含む）による人権侵害から国民を保護する義務を負う。

但し、上述の通り、現実には企業の経済力に対して国家は無力であり、不確実な国内法や広範な腐敗行為などもあって、企業による人権侵害から国民を保護する義務を国家が果たせない可能性があるため、二本目の柱となる「企業の人権尊重責任」が必要となる。それは、「人権デュー・ディリジェンス」（企業が、原則として自らの「人権を尊重する企業の責任」に対するコミットメントを確立し、更に人権侵害の発生を避けるためにリスク測定や、人権への負の影響を特定・評価し、対処するように促すメカニズム）を履行することである。

この原則にも法的拘束力はないが、企業の影響に関する様々なステークホルダーとの議論の結果として作成されたため、高い説得性と正当性があり、世界のほとんどの国や企業によって人権尊重のグローバル基準として受け入れられている。国内レベルで原則の有効な実践を確保するために、国連ビジネスと人権ワーキンググループは各国政府に「ビジネスと人権に関する国別行動計画」を作成するように推奨した。国際的なレベルでは2014年からこの原則を基にして法的拘束力のある条約の作成が検討され、議論されている。

本研究プロジェクトを通じて、「ビジネスと人権に関する指導原則」を実行するために提供された様々な国内的・国際的手段と具体的な政策の内実とその可能性を学び、そうした方策が、人権を尊重する企業活動を行うため、また人権侵害に関する責任を企業に負わせるために、どの程度有効なものになるのかを検討し分析したいと考えている。

プロジェクトリーダー  
ウィニバルドス・ステファヌス・メレ  
南山大学社会倫理研究所第一種研究所員



# 社会倫理研究奨励賞 第13回候補論文 只今応募受付中!!

## ■「社会倫理研究奨励賞」とは？

南山大学社会倫理研究所（以下、社倫研）が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、細分化した学問が対応し切れない錯綜した現代社会の問題に対して、人文社会科学の叢智を結集して総合的かつ包括的に取り組み、「人間の尊厳」を回復する方途を探求する研究所です。その活動の一環として、21世紀を生きる若い研究者の意欲的な研究活動を奨励し、現代のニーズに応えることを目指して、この賞を設けたのです。

## ■社会倫理研究とは？

社会倫理というと、すぐに応用倫理学を連想するかもしれませんが、社会倫理研究は、いわゆる応用倫理学に限られない広がりをもった領域です。取り扱われる問題系としては、国家や政治現象を対象とするものから、家族や地域社会、教育・医療・経営などの諸制度を対象とするもの、経済活動が営まれる体制、国家を超えて広がりを見せる国際社会を対象とするものなど、実にさまざまなものが含まれています。また、特定の学問方法論に限定されるものでもありません。社会問題に取り組む方法論は、必ずしも狭義の倫理的なものに限らず、経済学的、法学的、政治学的、社会学的、統計学的、教育学的、歴史的、等々さまざまなアプローチがありうるでしょう。

社会倫理研究を奨励する目的で設立された本賞では、問題系・分野・方法論を制限せず、学術性とアクセシビリティの両軸で優れた研究すべてが対象となります。

そして、若手の萌芽的な研究を支援するために、査読付きの既存の学会誌のみならず、所定の期間内に公刊されたものであれば、査読の有無にかかわらず、論文集、雑誌、紀要、オンライン・ジャーナルなどに掲載された論文も歓迎します。手堅さを背景としながらも、取り組む問題に対する情熱があふれるような意欲作の応募をお待ちしています。（詳しくは社倫研ウェブページをご覧ください。）

## 応募要領

**応募資格** 原則として論文公刊時に40歳未満

**審査対象となる著作物** 2018年12月1日から2019年11月30日までに日本語で公刊された論文

**締め切り** 2019年12月1日必着（随時受付中）

**応募方法** 応募用書式ファイル（他薦方式か自薦方式のいずれかを選択）を社倫研ウェブページ（<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/ja/award/>）からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所までご郵送下さい。

**他薦方式**：本人以外の人物による推薦文を添付すること

**自薦方式**：本人による800字以内の要約を添付すること

宛先 〒466-8673

名古屋市昭和区山里町18

南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

**審査方法** 第13回社会倫理研究奨励賞選定委員会（委員長：沢井実〔南山大学教授〕）の協議によって審査します。

**審査結果の公表** 受賞者本人へ通知の上、受賞者の氏名および受賞論文名を2020年2月上旬に社倫研ウェブページにて公表します。

**授与式等** 2020年3月17日（火）に授賞式を開催し、受賞者には記念講演を行ってまいります。また、審査結果と記念講演内容は2020年6月発行予定の『時報しゃりんけん』第13号に掲載されます。

**授与される賞と副賞（給付研究奨励金）** 社会倫理研究奨励賞1名（30万円）／審査員賞1名（3万円）

\*審査の過程で当研究所が得た個人情報は、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。尚、個人情報取扱の詳細については、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に準拠します。



優れた論文を  
ご推薦下さい!!

# 歴史と環境を考える

## ための十冊

### はじめに

人類がつくりあげた文明は自然環境を改変する歴史であった。森林を伐採、原野を切り開き、地下資源を掘り起こす一方で、エネルギーを取り出すとともにプラスチックのような新しい物質を創出し、都市という人口集住地を建設したり自動車や飛行機という移動手段を発明したりしてきたからである。これを新たに生みだされた財とサービスを楽しむ私たちの側から眺めれば、伝統的な経済成長と文明の歴史となるけれども、自然を破壊していった結果、私たちの健康や社会生活にも影響が及んでいる現実を直視すると、どのような物語となるのであろうか。



案内 ■ 斎藤 修 さいとう・おさむ  
一橋大学名誉教授



## 1. 社会崩壊

ジャレド・ダイヤモンドのベストセラーとなった著作『文明崩壊——滅亡と存続の命運を分けるもの』（楡井浩一訳、上・下、草思社、2005年）は、人間による自然破壊が社会崩壊をもたらした事例を取上げる。その社会にはマヤ王国のように文明の水準が十分に高いものから、イースター島のように孤立した小共同体までさまざまな形態があり、またルワンダや中国など、現代の事例も含まれている。それらの事例から社会の対応とその相違がいかなる帰結をもたらしたかが叙述されており、イースター島とティコピア島の比較検討など、まことに興味深く読める。ただ、先史時代と現代を直結したような歴史叙述となっているため、近代国家が成立する前後の時代の存在感が薄く、歴史に関心のあるひとは物足りなく思うのではないか。それは、歴史家が近世と呼ぶ時代から近代の工業化の過程で、さまざまな自然改変が行われ、深刻な問題が生じたにもかかわらず、ほとんどの地域では「崩壊」にまでは至らなかったということを示唆している。

## 2. 市場・外部不経済・国家

経済学者は、森林伐採による環境変化、開発による大気や水質の汚染などを外部不経済と呼ぶ。木材の伐採、金属の精錬などはいずれも通常の市場を前提として行われる経済活動であるが、そこから発生する不都合はその経済活動を担う当事者以外のひとに甚大な社会的費用をもたらす。市場の失敗である。ただ、政府が法改正や税制を変えるなどして、この社会的費用を当事者たちの費用計算に反映させる——これを「内部化」という——ことができれば、市場は有効に機能し始め、不都合の程度は軽減されるであろう。現代ではこの考え方にもとづく制度設計（環境税や排出権取引など）が試みられているが、伝統社会には現代とは異なった制度や慣習があり、それらの仕組が、またときには被害地域の住民が行った直訴などの直接行動が機能して、社会崩壊を食い止めることができたのではないだろうか。非経済的な手段であっても、あるいは近代以前の時代ではあっても、現代経済学の分析視角が有効ということはあるのではない。

こう考えたとき、戦後日本の公害反対運動を総括した宮

本憲一著『戦後日本公害史論』（岩波書店、2014年）は興味深い問題を提起している。宮本は、市場の失敗があれば行政が対策に動くという想定が妥当しなかった日本では、公害の被害者と支援者が司法を動かし、地域住民運動を通じて救済を勝ちとったとみる。この評価は水俣裁判やコンビナート反対運動だけではなく、道路公害裁判にも当てはまる。司法あるいは地方政治による解決は、被害者救済の遅れという大きな代償を払ったけれども、企業をして有害物質の処理に費用をかける、あるいはその排出量を削減する技術へ投資することへのインセンティブとなり、「社会的費用の内部化」を達成させることには成功したという。

類似の視点から、森林被覆の歴史的变化を比較的に検討することもできる。筆者の『環境の経済史——森林・市場・国家』（斎藤修著、岩波書店、2014年）は、世界の多くの国や地域、多くの時代において森林蚕食がゆるやかに進行していたのは事実であるが、崩壊と呼ぶのが適切なような事態はそう頻繁に起きてはいなかったという観察にもとづき、その崩壊へと至らしめなかった要因、結果としては森林保全につながった歴史上の動きのなかで、国家の営為と市場の役割に焦点を合わせた環境史の試みである。森林被覆率をそれなりの水準に保つのに寄与したのは、木材が売れるなら植林をして売るという、洋の東西を問わずにみられた単純明快な市場原理であり、もう一つは、資源管理は国家の責任という理念であった。後者はとくにドイツで根強い影響力をもったが、領主林ないしは国有林の業務を地元の林業者に請負わせるという仕組と結びつくこともあった。日本では徳川時代からみられ、行政村や地方自治体がイニシアティブをとる場合とともに、かなり強固な伝統となった。いずれも、近世から近代にかけて乱伐が進行した時代には、市場で売れる樹種の、日本であればスギ・ヒノキの植林へと誘導し、森林被覆を回復させるための有力な方策となった。

しかし、それが最善の方策であったのか否かについては議論の余地があるだろう。

## 3. 持続可能性

持続可能性と生物多様性の維持とは、現代の環境哲学におけるキーワードである。環境史の研究においても、日本





のように森林被覆を高く維持してきた国や地域は高い評価を受けてきた。しかし環境史家ヨアヒム・ラートカウは、筆者も『環境の経済史』において大きな影響を受けた著作『自然と権力——環境の世界史』（海老根剛・森田直子訳、みすず書房、2012年）において、森林被覆の重要性については誰も否定しないが、「どの」森林を維持すべきかと問われると合意を見いだすのは容易でないと指摘する。保護すべき「森林」に野生動物を含むのか、放牧の家畜はどうか、針葉樹の高木林か広葉混合林か、ソフトウッドかハードウッドか、自然林か二次林か——これらに対する答は、問われたのが都市住民か過疎地域の住民か、植林家か農民か、営林局員かロマンティストかによって異なるだろ

う。近世から近代にかけての林業史をみれば、混合樹種からなる自然林はソフトウッドの針葉樹の植林によって代替され、その多くが消滅した。それでも森林被覆が維持されればよいと考えるのか、生物多様性が失われたことを嘆くのか、当時の人びとでも対応は分かれたに違いない。

ラートカウは、自然破壊の歴史としての人類史というようなエコ悲観論的な環境史にも、国内では森林被覆維持のための林業保護に徹し、海外からは過剰伐採による安価な木材を輸入するような政治家の環境政策にも批判的である。その彼がこう説くことによって提起しているのは、そこに環境倫理の問題が潜んでいるということだといってよい。ただ21世紀に入ったいま、私たちの選択範囲も





18-19世紀からみれば少しは狭まったように思う。何世紀にもわたって続いてきた、儲かる植林に基礎をおいた森林政策には見直しが必要となる一方で、環境史の評価基準も森林被覆維持から持続可能性へ、生物多様性の維持へと変わってゆくに違いない。それに伴い、忘れ去られた過去の事例や選択されなかった途が掘り起こされる可能性があり、歴史研究としては新たな可能性が広がるだろう。

#### 4. 環境史研究案内

歴史学において、人間と自然環境の相互作用を正面から取上げるようになったのは新しい。学問としての環境史はいまだに若く、それだけに研究者の問題意識も研究課題も多様である。環境史の創世記を知るには、まずドナルド・オースター著『ネイチャーズ・エコノミー——エコロジー思想史』（中山茂・吉田忠・成定薫訳、リプロポート、1989年）を読み、次いで同じく分野創設者の一人J・ドナルド・ヒューズの入門書『環境史入門』（村山聡・中村博子訳、岩波書店、2018年）をみるとよい。近代の環境史に関心をもつひとには、ジョン・R・マクニール著『20世紀環境史』（海津正倫・溝口常俊訳、名古屋大学出版会、

2011年）が良い展望を与えてくれる。

日本を対象とした環境史研究はまだそれほど多いわけではないが、そのなかで近年、山口明日香『森林資源の環境経済史——近代日本の産業化と木材』（慶應義塾大学出版会、2015年）、松沢裕作編『森林と権力の比較史』（勉誠出版、2019年）に収められた論稿など、新しい実証研究が出始めた。後者は、『環境の経済史』と同様、比較史をはっきり意識して編集されているのも魅力である。森林とともに重要なのが漁業であるが、森林と比べても環境史的研究は少ない。高橋美貴著『「資源繁殖の時代」と日本の漁業』（山川出版社、2007年）が良い入門となろう。

付記 本誌第6号（2013年）には籠橋一輝「持続可能性を考えるための十冊」が掲載されている（<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/ja/publication/jihou/jihou06.pdf>）。本稿の十冊とは重ならないが、テーマとしての関連は深いので併せてご覧いただきたい。■

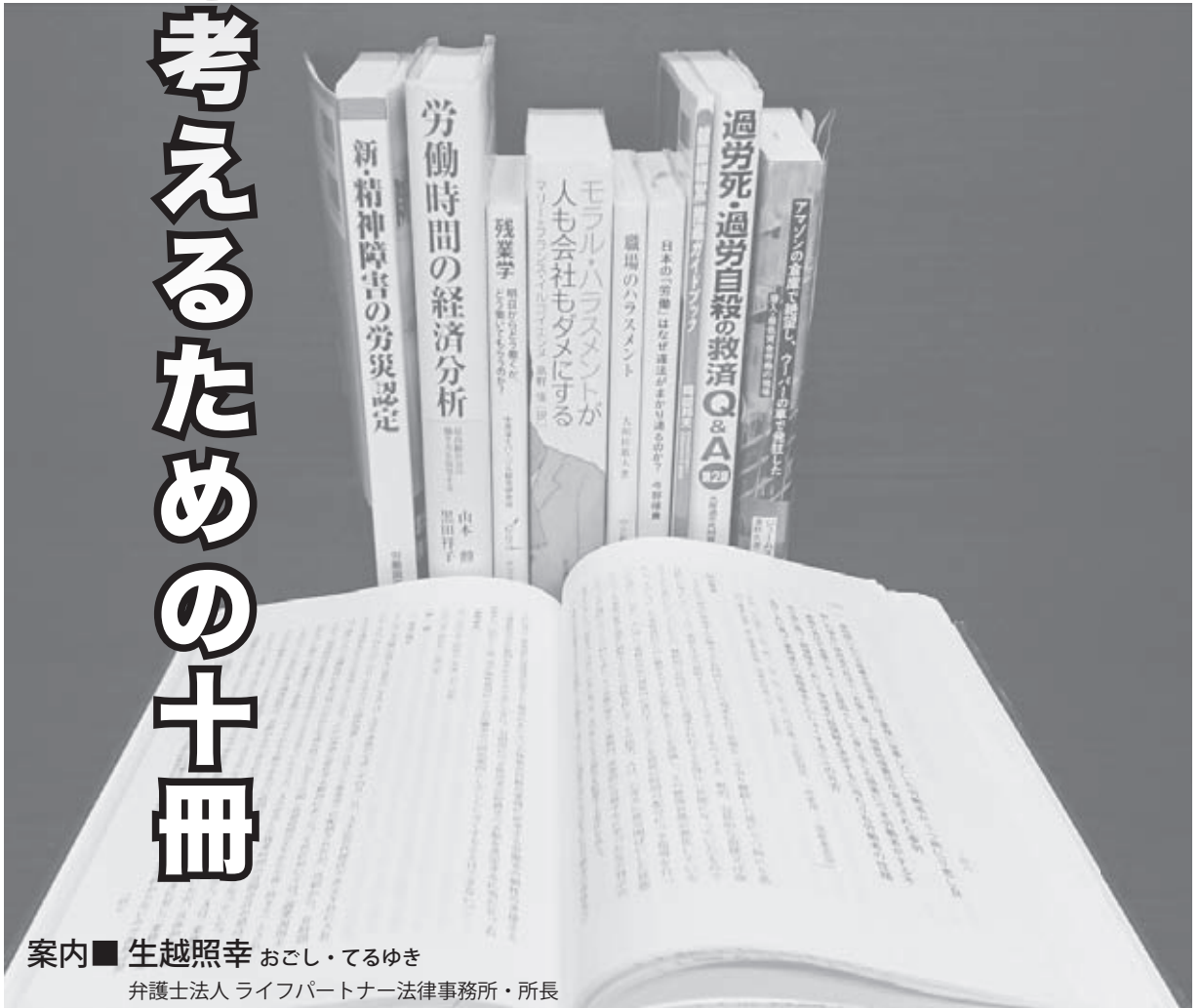


# 過労自殺を考えるための十冊

## はじめに

厚生労働省が発表した平成29年度「精神障害に関する事案の労災補償状況」によれば、業務によって過労うつを含む精神障害を発病したと認定された件数は500件を超え、過労自殺と認定された件数はおおむね100件弱と高止まりの状態となっている。そして、これらの過労うつや過労自殺は、使用者と労働者という1対1の関係を当然の前提としている。

しかし、グローバル化や少子高齢化のうねりの中で、日本社会における労働環境は急速に変化している。これから兼業・副業やインターネットを通じた業務管理が進み、外国人労働者の割合も増加するであろう。



案内 ■ 生越照幸 おごし・てるゆき  
弁護士法人 ライフパートナー法律事務所・所長



そのため、労働者（外国人を含む）が複数の職場を兼業することによって過労自殺が生じるケースや、労働者が副業（形式的には自営業の形をとるであろう）を行うことによって過労自殺に至るケースなど、従来の枠組みでは救済されない新しいタイプの過労自殺が生じるとされる。

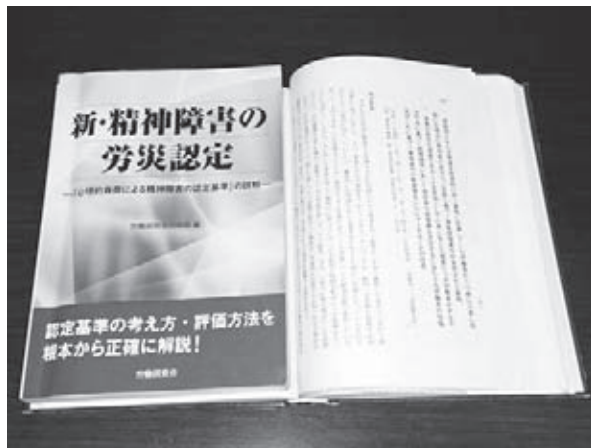
多数の過労自殺案件を原告弁護士として受任してきた筆者が、これまでの過労自殺と、これからの過労自殺を考えるための10冊を紹介したいと思う。

## 1. 過労自殺を法的に考える

過労自殺とは「業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺」と定義されるが（過労死等防止対策推進法第2条）、補償の側面から考えると、労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）に基づく補償と、会社等からの損害賠償による補償に分けて考えることができる。

労災法に基づく補償のしくみを理解する上で紹介したいのが労働調査会出版局編『新・精神障害の労災認定—「心理的負荷による精神障害の認定基準」の詳解—改訂2版』（労働調査会、2014年）である。同書は、現在の労災実務において使用されている「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（基発1226第1号平成23年12月26日）の作成経緯、認定基準の背後にある「ストレス—脆弱性」理論等の考え方、労災認定のための各要件について詳細な解説を行っている。

次に、会社等からの損害賠償による補償を考える上で最も重要な判決は、電通事件最高裁判決だと思われる（最高裁平成12年3月24日判決・民集54巻3号1155頁）。この判決を理解する上で紹介したいのが法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇平成12年度（上）（1月分～4月分）』（法曹会、2000年）である。同書の346頁以下に収録された電通事件最高判決に関する解説は「八木論文」と呼ばれ、現在でも過労自殺の民事訴訟における重要な理論的基礎となっている。特に、使用者の予見可能性の対象はうつ病の原因となる過重な業務にあること、使用者は労働者の業務の実情を把握し、業務の量等を適切に調整するための措置を採る義務があること、通常想定される範囲の性格や業務態様は過失相殺の対象とならないこと、及びサービス残業



が発生するモデルを提示したことは重要である。

## 2. 長時間労働を考える

長時間労働は過労自殺の大きな要因となっている。長時間労働を考える上で紹介したいのが山本勲・黒田祥子著『労働時間の経済分析：超高齢社会の働き方を展望する』（日本経済新聞出版社、2014年）である。同書は、日本人が得意とする質の高いサービスを過度に提供することは、労働生産性を押し下げ、労働者のメンタルヘルスを毀損し、企業の価値を下げることを示している。一方で、このような非効率的な働き方が日本に定着した訳では無く、環境を変えることで変えられることも論じている。

中原淳・パーソル総合研究所著『残業学：明日からどう働くか、どう働いてもらうのか?』（光文社、2018年）も、長時間労働を考える上で参考になる。同書は、残業に幸福を感じる「残業麻痺」の発生メカニズムや、残業が「集中



し、「感染」し、「遺伝」することなどを示した上で、残業の「見える化」と「残業代還元」を通じて残業を減らして組織の生産性を高める方策を論じている。

### 3. 職場のハラスメントを考える

過労自殺のもう一つの大きな要因である職場のハラスメントを考える上で紹介したいのが、マリー＝フランス・イルゴイエヌ著（高野優訳）『モラル・ハラスメントが人も会社もダメにする』（紀伊國屋書店、2003年）である。同書は、職場のモラルハラスメントを、「不当行為（身振り、言動、態度、行動）を繰り返し、あるいは計画的に行うことによって、ある人の尊厳を傷つけ、心身に損害を与え、その人の雇用を危険にさらすことである。また、そういったことを通じて職場全体の雰囲気悪化させることである。」と定義し、その実態、心と身体への影響、発生しやすい環境、被害者や加害者になりやすい人物像、及び対処法について論じている。

大和田敢太著『職場のハラスメント：なぜ起こり、どう対処すべきか』（中央公論新社、2018年）は、各国のハラスメントの定義、調査、規制などをコンパクトに解説した上で、ハラスメントを業務型、労務管理型、個人攻撃型、差別型、第三者・顧客攻撃型に分類し、具体的な対策を示している。

なお、平成31年4月に衆議院で可決されたハラスメント防止法案は、職場のハラスメントを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること」と定義している。しかし、この

定義は、上記の職場のモラルハラスメントと比較しても明らかなおおりに、「優越的な関係」を要求していることや、労働者自身のダメージではなく「労働環境」に着目している点で、極めて職場のハラスメントを狭く捉えるものであって問題点が多いといえる。

### 4. 過労自殺の防止を考える

労働運動というアプローチから過労自殺の防止を考える上で紹介したいのが、今野晴貴著『日本の「労働」はなぜ違法がまかり通るのか?』（星海社、2013年）である。同書では、労働者が労基法や雇用契約に定められた権利を、労働組合を通じて主張することが、過労自殺の要因となる長時間労働を解消させると論じている。

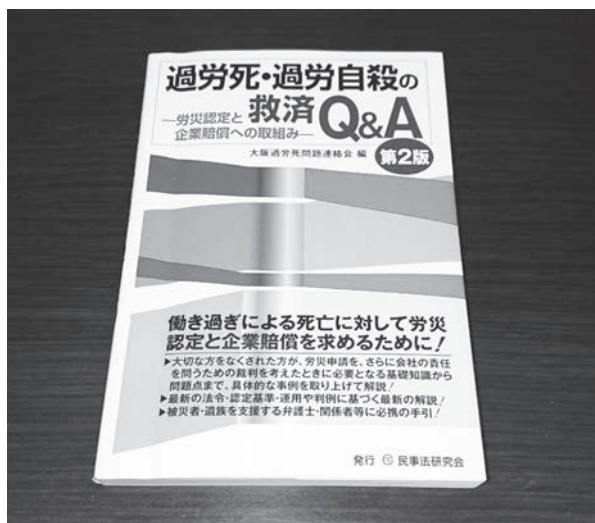
一方、使用者から過労自殺の防止を考える上で紹介したいのが、岡田邦夫著『健康経営 推進ガイドブック』（経団連出版、2015年）である。同書は、企業の利益追求と労働者の健康や働きがいの両立を提唱し、そのためには経営者が経営戦略に基づき常に迅速に行動し、事業場の安全管理に関する重点的な対策の実現に積極的に関与すべきだと論じている。企業の利益追求と労働者の健康や働きがいを両立させることは容易ではないと思われるし、そのような発想が労働者側からの主体的な運動から生まれてこなかったという問題はあるものの、これからの日本企業の在り方として一つのモデルを提示していると思われる。

### 5. 当事者の立場から考える

自らが業務によって過労うつとなったり、家族が過労自殺をしたりした場合、参考にして頂きたいのが大阪過労死



連絡会編『過労死・過労自殺の救済 Q & A 労災認定と企業賠償への取組み 第2版』(民事法研究会、2016年)である。図やチャートを多数使用した Q & A 方式であることから読みやすく、同会で蓄積されたノウハウや判例等も多数引用されているため、当事者のみならず、過労自殺について学びたい人の入門書として利用することができる。



## 6. これからの過労自殺を考える

これからの時代、日本でも GigEconomy (インターネットを通じて単発の仕事を受注する働き方や、それによって成り立つ経済形態) が一般化するかも知れない。また、多くの職場では外国人労働者が増加するだろう。このような時代の過労自殺を考える上で紹介したいのが、ジェームズ・ブラッドワース著(濱野大道訳)『アマゾンの倉庫で絶望し、ウーバーの車で発狂した: 潜入・最低賃金労働の現場』(光文社、2019年)である。同書で紹介された職場は、低賃金かつストレスフルであり、長時間労働の職場も少なくない。そして多くの外国人労働者が働いている。このような職場では相当数の過労自殺が発生すると思われる。

同書で紹介された職場のうち最も法的に見て問題が大きいのが、自営業者として扱われるウーバーのドライバーである(なお、2016年10月にロンドンの雇用審判所はウーバーのドライバーに労働者としての法的権利を認め、2018年11月に控訴院も一審判決を支持した)。仮に日本にウーバーが導入され、ある人が9時から18時まで会社で労働者として働き、20時から3時までウーバーのドラ

イバーとして働いたため過労自殺した場合を考えてみよう。ウーバーのドライバーの労働者性が認められなければ、ドライバーに従事した時間は労働時間ではなく自らの責任で働いた時間であるから、昼間の労働時間だけが考慮されるため過労自殺として労災法上補償されない。次に、仮にウーバーのドライバーの労働者性が肯定されても、労災実務上、労働時間は事業場毎に個別に計算するため、昼間の会社の労働時間かウーバーでの労働時間のどちらかが独立して過労自殺の要件を充たす必要がある。その結果、上記の例ではやはり労災法上過労自殺として補償されない。

また、上記のような兼業・副業による過労自殺が生じた場合、労災の支給を求めて訴訟を起こすことは日本人であっても時間や費用の面で困難だと思われるが(しかも上記の例の場合、現状では勝訴の見込みは殆どない)、外国人労働者の場合は言語の問題等もあるため更に困難であろう。そもそも都内の労働基準監督署にさえ、過労うつや過労自殺を解説した「精神障害の労災認定」と題するパンフレットの外国語版は置かれていない。外国人労働者を保護するための施策は著しく遅れているといわざるを得ないのである。

このように、労災法の枠組みや施策が社会の急激な変化に追いついていない。新しいタイプの過労自殺に対応するため、早急な法整備や体制の構築が望まれる。■



# 研究所活動記録

(2018年4月-2018年3月)

## 平成30年度(2018年度)活動報告

### 懇話会・研究会・シンポジウム

#### 懇話会

第1回 平成30年4月21日

報告者 森下圭子(翻訳家・ムーミン研究家)

論 題 「ムーミンが生まれた国フィンランドのこと～人々の幸せとは?国の政策と取り組み～」

討論者 籠橋一輝、森山花鈴(南山大学社会倫理研究所)

第2回 平成30年6月9日

共通テーマ 誰が子どもを育てるのか—養子縁組をめぐる法・制度・倫理

報告者 梅澤彩(熊本大学大学院法曹養成研究科准教授)

論 題 「特別養子縁組法制の再検討—子の福祉の観点から—」

報告者 白井千晶(静岡大学人文社会科学部教授)

論 題 「出生前検査と子どもの障害を事由にした養子縁組」

討論者 奥田太郎、森山花鈴(南山大学社会倫理研究所)

第3回 平成30年9月22日

共通テーマ 事故はなぜ起きるのか?—スポーツの心理と倫理を考える

報告者 近藤良享(中京大学スポーツ科学部教授)

論 題 「見よう、見まねのスポーツ実践」

報告者 村越真(静岡大学教育学領域教授)

論 題 「自然のリスク—魅力とのジレンマにどう向き合うか?」

討論者 奥田太郎(南山大社会倫理研究所)

第4回 平成30年11月17日

共通テーマ 国連職員は「正義の味方」か?

報告者 キハラハント愛(東京大学大学院総合文化研究科「人間の安全保障」プログラム准教授)

論 題 「国連平和活動要員の専門職倫理感について」

報告者 眞嶋俊造(広島大学大学院総合科学研究科准教授)

論 題 「国連平和維持活動(PKO)に参加する兵士は、「輝く鎧を纏った、白馬の騎士」なのか?—軍

事専門職倫理をふまえて」

討論者 山田哲也(南山大学総合政策学部教授/社会倫理研究所第二種研究員)

#### しゃりんけんトークセミナー

第1回 平成30年6月29日

テーマ 「結婚」と「離婚」ってめんどくさい?

論 題 結婚・離婚前に知っておきたい法律知識

報告者 足立賢介(弁護士・KIM法律事務所)

対談者 佐藤まどか(カウンセリングスペース「リヴ」代表)

司 会 森山花鈴(南山大学社会倫理研究所)

第2回 平成30年6月29日

テーマ 「大切な人の死」について考えたことありますか?

論 題 家族や大切な人を亡くした時のグリーフワーク

報告者 佐藤まどか(カウンセリングスペース「リヴ」代表)

対談者 足立賢介(弁護士・KIM法律事務所)

司 会 森山花鈴(南山大学社会倫理研究所)

第3回 平成30年10月25日

テーマ 「子育て」と「キャリア」ってどう両立するの?

論 題 結婚・妊娠・出産・育児とキャリア形成

報告者 樋口麻里(日本学術振興会特別研究員PD)

司 会 森山花鈴(南山大学社会倫理研究所)

第4回 平成30年12月4日

テーマ あなたは今、何かに依存していませんか?

論 題 ゲーム依存・ギャンブル依存の現状

報告者 藤城聡(愛知県精神保健福祉センター所長)

司 会 森山花鈴(南山大学社会倫理研究所)

第5回 平成30年12月14日

テーマ 「君がいないとダメなんだ」と言われたい?

論 題 共依存と社会問題—「離れたくない」という声にいかに向き合うか

報告者 小西真理子(大阪大学大学院文学研究科講師)

司 会 森山花鈴(南山大学社会倫理研究所)





## シンポジウム

南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム「Stranger Ethics: 人はくよそ者」の何を恐れるのか？」

平成30年10月13日

会場 南山大学B棟2階B21教室

報告者 寺田俊郎（上智大学文学部教授）、徳田剛（大谷大学社会学部准教授）、土屋耕治（南山大学人文学部講師）

司会兼討論者 奥田太郎（南山大学社会倫理研究所）

共催 上智大学生命倫理研究所

## 共催カンファレンス

第5回東海特別支援教育カンファレンス

平成30年8月25日

会場 南山大学Q棟1階

企画名 特別支援教育 meets 哲学対話「ここが変だよ、健常者～対話から「障がい観」について見つめる」

討論者 玉木幸則（社会福祉士、タレント）、保条成宏（中央大学法学部教授）

進行役 奥田太郎（南山大学社会倫理研究所）、安本志帆（CLAF代表）

主催 東海特別支援教育カンファレンス実行委員会

共催 南山大学社会倫理研究所

後援 愛知県教育委員会、岐阜県教育委員会、三重県教育委員会他

## 共催ワークショップ

『未来の環境倫理学』書評会ワークショップ

平成31年2月27日

会場 南山学園研修センター

討論者 奥田太郎（南山大学社会倫理研究所）、神崎宣次（南山大学国際教養学部教授）、鬼頭秀一（東京大学名誉教授）、蔵田伸雄（北海道大学大学院文学研究科教授）、寿楽浩太（東京電機大学工学部准教授）、渡名喜庸哲（慶應義塾大学商学部准教授）、丸山徳次（龍谷大学名誉教授）、森岡正博（早稲田大学人間科学部教授）

応答者 熊坂元大（徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授）、桑田学（福山市立大学都市経営学部准教授）、寺本剛（中央大学理工学部准教授）、福永真弓（東京大学大学院新領域創成科学研究科准教授）、山本剛史（慶應義塾大学非常勤講師）、吉永明弘（江戸川大学社会学部准教授）

記録係 竹中真也（中央大学兼任講師）

司会 籠橋一輝（南山大学社会倫理研究所）

主催 科研費「21世紀における「ローカルな環境倫理」についての包括的研究」(研究代表者:吉永明弘)

共催 南山大学社会倫理研究所

ワークショップ「自動運転車の社会的受容性を考える」

平成31年3月2-3日

会場 南山大学S棟会議室

報告者 福田充雄（愛知県産業労働部産業振興課自動車産業グループ課長補佐）、唐沢かおり（東京大学大学院人文社会系研究科教授）、谷辺哲史（東京大学大学院博士後期課程）、肥塚肇雄（香川大学法学部教授）

評価者 奥田太郎、籠橋一輝、森山花鈴、ウィニバルドス・メレ（南山大学社会倫理研究所）

司会 杉原桂太（南山大学理工学部講師／社会倫理研究所第二種研究所員）

主催 科研費「アクターネットワーク理論による構築的テクノロジーアセスメントの自動走行車への適用」(研究代表者:杉原桂太)

共催 南山大学社会倫理研究所

## 出版物

名称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第33号

発行日 2018年11月30日

名称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第11号

発行日 2018年7月31日

名称 奥田太郎・籠橋一輝編『Stranger Ethics: 人はくよそ者』の何を恐れるのか？』

発行日 2019年3月15日



# 研究所活動記録

(2018年4月-2019年3月)

## 研究所専任スタッフ研究業績

### 奥田太郎【おくだ・たろう】

#### 論文

「ヒューム道徳哲学における時間について：ヒューム的な「時」を求めて」『アカデミア 人文・自然科学編』第16号、pp.81-92、2018年6月。

「(共依存し続ける)自由からの逃走? : 小西真理子『共依存の倫理』へのコメント」『立命館生存学研究』vol.2、pp.9-12、2019年3月。

#### 学会発表

オーガナイザー兼司会、ワークショップ「責任と法をめぐる「素朴理解」に関する実証研究とその哲学的含意」、応用哲学会第10回年次研究大会、応用哲学会、名古屋大学、2018年4月8日。

指定討論、公募シンポジウム「法学と社会心理学の出会い(3)一素朴法意識の諸相」、日本心理学会第82回大会、日本心理学会、仙台国際センター、2018年9月27日。

#### 研究会報告

コメント「里山学は琵琶湖水域圏の可能性を展望できたのか?」、牛尾洋也、吉岡祥充、清水真由子編著『琵琶湖水域圏の可能性：里山学からの展望』(晃洋書房、2018年)合評会、龍谷大学里山学研究センター主催研究会、龍谷大学、2018年6月30日。

「ヒューム研究会という社交の場において萬屋博喜氏と会話したい4つのこと」、萬屋博喜『ヒューム 因果と自然』(勁草書房、2018年)合評会、ヒューム研究会第29回例会、福岡大学、2018年8月29日。

「喫煙者を絶滅させることは倫理的に正しいことか?」、京都生命倫理研究会12月例会、京都大学、2018年12月25日。

「環境倫理学の未来：『未来の環境倫理学』全体について」、『未来の環境倫理学』書評会ワークショップ、南山学園研修センター、2019年2月28日。

#### 講演

「ボランティアと私(ボランティア批判編)」、社会福祉法人あさみどりの会 第74回ボランティアスクール2018年、さわらび園、2018年10月17日。

「何が同一であれば人間は変化に耐えうるか：人新世+トランスヒューマニズム+ Post-Truth と倫理学」、日本学術会議哲学委員会主催公開シンポジウム「科学技術の進展と人間のアイデンティティ哲学・倫理・思想・宗教研究からの問いかけ」、日本学術会議講堂、2018年11月23日。

「人生の帰路」の選び方、「考える」ことを楽しむ哲学入門講座2018、石川県西田幾多郎記念哲学館、2018年12月2日。

「人間にとって持続可能であるとはいかなることか」、2018年度南山大学・豊田工業大学連携講演会「技術と倫理」の視点から「持続可能な社会」を考える」、豊田工業大学、2018年12月22日。

#### 寄稿

「勤労、公共の精神」「社会参画、公共の精神」「勤労」(連載「見てわかる!道徳」第7回、上村崇との共著、越智貢監修)『どうとくのひろば』No.20、日本文教出版、pp.6-7、2018年5月。

「自然愛護」「感動、畏敬の念」(連載「見てわかる!道徳」第8回、上村崇との共著、越智貢監修)『どうとくのひろば』No.21、日本文教出版、pp.6-7、2018年10月。

「親切、思いやり」「家族愛、家庭生活の充実」(連載「見てわかる!道徳」第9回、奥田秀巳との共著、越智貢監修)『どうとくのひろば』No.22、日本文教出版、pp.6-7、2019年2月。

#### 講演録編集

奥田太郎・籠橋一輝編『Stranger Ethics : 人はくよそ者』の何を恐れるのか?』南山大学社会倫理研究所、2019年3月。







## 籠橋一輝【かごはし・かずき】

### 論文

Tokihiko Fujimoto and Kazuki Kagohashi, "Community-Led Micro-Hydropower Development and Landcare: A Case Study of Networking Activities of Local Residents and Farmers in the Gokase Township (Japan)," *Energies*, MDPI, 12(6), 1033(1-9), 2019.

Kazuki Kagohashi and Tokihiko Fujimoto, "Landcare, Water Resource Management and Sustainable Development: Implications from a Case Study of a Community-Based Approach to Micro-Hydropower Development and Social Issues in Gokase Township, Japan," *Energy Procedia*, Elsevier, 156, 154-158, 2019/01.

「持続可能な発展論から見たランドケアの原理的特質：土地劣化問題への対応に注目して」『社会と倫理』第33号、pp. 3-15、2018年11月。

### 学会発表

"Landcare, Water Resource Management and Sustainable Development Implications from a Case Study of a Community-Based Approach to Micro-Hydropower Development and Social Issues in Gokase town, Japan," 4th International Conference on Renewable Energy and Development, ICRED, , in Nagoya University, September 21, 2018.

「天島・竹内論文“Floods and Exports: An Empirical Study on Natural Disaster Shocks in South East Countries”へのコメント」、環境経済・政策学会2018年大会、環境経済・政策学会、上智大学、2018年9月9日。

「地域の水利用 管理と持続可能性」、ワークショップ「食と農のための応用哲学」、応用哲学会第10回年次研究会、応用哲学会、名古屋大学、2018年4月8日。

### 研究会報告

「ランドケアの特質に関する一考察：自律性とスチュワー

ドシップの観点から」、ランドケア研究会、南山大学、2018年5月5日。

「サステナビリティをどう考えるか：環境経済学からのアプローチ」、第19回社会政治研究会、名古屋大学、2018年5月18日。

「オーストラリアのランドケアの特質に関する一考察」、水研究会、京都産業大学むすびわざ館、2018年5月19日。

「クリティカル自然資本の倫理的基盤に関する検討」、「持続可能性と倫理」研究会、国立環境研究所、2018年6月22日。

「西条市における地下水の代替可能性に関する研究の今後の方向性」、SRD研究会、京都府立大学、2018年9月13日。

### 講演

「「サステナビリティ」について考えてみよう」、清真学園SSHスーパーセミナー講座4、清真学園高等学校、2018年6月23日。

### 翻訳

『グローバル環境ガバナンス事典』(Dictionary and Introduction to Global Environmental Governance)、植田和弘・松下和夫監訳、明石書店、2018年5月(W, X, Y, Zの項目(pp.280-293)、「正のフィードバック」の節(pp.42-44)を担当)。

### 講演録編集

奥田太郎・籠橋一輝編『Stranger Ethics：人はくよそ者の何を恐れるのか?』南山大学社会倫理研究所、2019年3月。





## 森山花鈴【もりやま・かりん】

### 論文

「政府による自殺対策の現状：自殺対策基本法から10年を経て」『アカデミア社会科学編』第15号、pp.117-133、2018年6月。

「自殺対策における予防教育への支援者のニーズ—SOSの出し方教育の在り方に関する一考察」（樋口麻里との共著）『社会と倫理』第33号、pp.85-101、2018年11月。

### 学会発表

「自殺対策の政策過程」、中部政治学会、名古屋大学、2018年7月28日。

「「自殺のサイン」の変遷過程—家族・支援者の解釈に注目して」（樋口麻里との共同発表）、第91回日本社会学会大会、甲南大学、2018年9月15日。

「自殺対策における「SOSの出し方教育」に関する一考察」（樋口麻里との共同発表）、第42回日本自殺予防学会総会、橿原市立かしはら万葉ホール、2018年9月22日。

### 研究会報告

「若者に対する自殺対策」、現代若者の心と行動を考える研究会、横浜市立大学、2018年7月2日。

指定討論「ひきこもる人の多様な生き方を考える」—当事者や家族への支援をどう進めるか—（東海ひきこもり臨床研究会第17回定例会）、日本福祉大学名古屋キャンパス、2019年3月10日。

### 講演

「私たちの自殺対策～「自殺対策の視点を持つ」ということ～」、大治町いのちを支える自殺対策推進研修会（大治町主催）、大治町保健センター、2018年6月27日。

「地域自殺対策の計画策定と事業の推進について～地域の実情に応じた住民の生きる支援のために PART I～」、平成30年度自殺防止地域力強化事業研修会（愛知県精神保健福祉センター主催）、愛知県三の丸庁舎、2018年7月12日。

「自殺対策における地域の連携について」、平成30年度地域連絡会議（一宮保健所主催）、一宮保健所、2018年8月1日。

「地域における自殺対策の推進について」、自殺対策計画策定における研修会（岡崎市保健部健康増進課主催）、福祉の村友愛の家、2018年8月23日。

「ゲートキーパーになるためには」、一宮市自殺予防対策研修会／ゲートキーパー養成研修会（一宮市主催）、一宮市役所尾西庁舎、2018年8月24日。

「自殺対策計画策定について—新城市の自殺実態分析—」、新城市自殺対策計画策定のワーキング①、新城保健センター、2018年9月25日。

「地域自殺対策の計画策定と事業の推進について～地域の実情に応じた住民の生きる支援のために PART II～」、平成30年度第2回自殺防止地域力強化事業研修会（愛知県精神保健福祉センター主催）、愛知県三の丸庁舎、2018年10月2日。

「自殺対策計画策定について～梱卸作業～」、新城市自殺対策計画策定のワーキング②、新城保健センター、2018年10月26日。

「稲沢市自殺対策の計画策定と事業の推進について」、平成30年度第1回稲沢市保健対策推進協議会、稲沢市保健センター、2018年11月14日。

「地域自殺対策計画について」、新城市自殺対策計画策定のワーキング③、新城保健センター、2018年11月15日。

「自殺対策の視点から見た学生支援～「普通の教員」が試みるアプローチ～」、こころの絆創膏セミナー2018「社会とのつながりを模索する学生への支援—情報意見交換会」、名古屋大学、2018年11月19日。

「地域自殺対策の計画策定と事業の推進について」、平成30年度自殺対策相談窓口ネットワーク会議（自殺未遂者支援地域連携会議）、半田保健所、2018年12月20日。

「自殺の実態と生きるための包括的な支援としての自殺対策」、自殺対策計画策定に向けた職員研修会（大府市主





催)、大府市役所、2019年1月17日。

「自殺対策に関する知識と自殺対策の重要性」、平成30年度職員研修、あま市役所、2019年1月26日。

「自殺対策における関係機関との連携」、地域自殺対策計画との関わり方を考える研修会（NPO法人多重債務による自死をなくす会コアセンター・コスモス主催）、兵庫県立のじぎく会館、2019年3月16日。

#### 寄稿

「悩んだときの図書館」、『南山大学図書官報 デュミナス』、名古屋大学図書館、p.1、2018年10月1日。



## Winibaldus Mere【ウィニバルドス・メレ】

### 論文

“Legalization and Politicization of Religious Sentiment: A Blasphemy Trial in Indonesia”, *Japan Mission Journal*, Vol. 72, No. 1, pp. 62-72 (10p.), Oriens Institute for Religious Research, Spring 2018.

“Institutionalising A Binding Human Rights Due Diligence Obligation through Criminal- Law-Based Corporate Culture Model of Liability?”, *International Review of Human Rights Law*, 3rd Issue, Ramkrishna Publishers, pp. 1-31 (31p.), September 27th, 2018.

“Human Rights and The Kingdom of God: The Witness of St Oscar Romero”, *Japan Mission Journal*, Vol. 72. No. 4, pp.226-233 (8p), Oriens Institute for Religious Research, Winter 2018.

“In Search of Viable Standards of Culpability for Corporate Complicity Liability in Human Rights Abuses”, *International Journal on Human Rights and Business*, Vol. 3, No. 1 pp. 65-114 (49p.), Human Rights and Business Centre of the Federal University of Juiz de Fora, 2019/01/00.

### 研究会報告

“Human Rights Due Diligence and Corporate Complicity: Making Multinational Enterprises Accountable”, Seminar Series on State, Corporatism and Human Rights in Indonesian Economic Development, The Centre for Human Rights, Multiculturalism, and Migration (CHRM2) and Law Faculty of Jember University, March 19th, 2019.



# 南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長

奥田 太郎

第一種研究所員

奥田 太郎 人文学部人類文化学科・教授 [倫理学、応用倫理学]

籠橋 一輝 国際教養学部国際教養学科・准教授 [地球環境学、環境経済学]

Winibaldus Mere 社会倫理研究所・准教授 [国際人権法、企業と人権]

森山 花鈴 法学部法律学科・准教授 [行政学、政治学]

第二種研究所員

石川 良文 総合政策学部総合政策学科・教授 [都市環境政策、地域経済、公共政策評価]

大竹 弘二 国際教養学部国際教養学科・准教授 [現代ドイツ政治理論、政治思想史]

神崎 宣次 国際教養学部国際教養学科・教授 [倫理学]

阪本 俊生 経済学部経済学科・教授 [社会学、経済社会学]

鶴見 哲也 総合政策学部総合政策学科・准教授 [環境経済学]

丸山 雅夫 大学院法務研究科・教授 [刑事法]

水留 正流 法学部法律学科・准教授 [刑法、精神医療]

三好 千春 人文学部キリスト教学科・教授 [キリスト教史]

山田 哲也 総合政策学部総合政策学科・教授 [国際法、国際機構論]

非常勤研究員

石田 淳 東京大学大学院総合文化研究科・教授 [国際政治学]

梅澤 彩 熊本大学大学院人文社会科学部・大学院法曹養成研究科・准教授 [民法、家族法]

大庭 弘継 京都大学大学院文学研究科・研究員 [国際政治学、国際安全保障]

生越 照幸 弁護士法人 ライフパートナー法律事務所・所長 [法律、自死遺族支援]

籾 和彦 名古屋市立大学大学院薬学研究科・教授 [神経科学、分子生物学、睡眠医学]

香坂 玲 名古屋大学大学院環境科学研究科・教授 [環境経済学、国際協力論]

鈴木 真 名古屋大学大学院人文学研究科・准教授 [哲学、倫理学、Institutional Research]

高橋 良輔 青山学院大学地球社会共生学部・教授 [現代政治理論、国際関係論、政治社会学]

谷口 照三 桃山学院大学経営学部・教授 [経営学、経営哲学、経営倫理学]

都築 章子 NPO 法人 海の自然史研究所 [教育学、科学教育]

中野 涼子 金沢大学人間社会学域国際学類・准教授 [国際関係論、東アジア国際政治]

早川 徳香 名古屋大学大学院医学系研究科・客員研究者 [児童思春期精神医学]

福永 真弓 東京大学大学院新領域創成科学研究科・准教授 [環境倫理学、環境社会学]

眞嶋 俊造 広島大学大学院総合科学研究科・准教授 [応用倫理学]

山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

五十音順・2019年4月1日現在



# 研究プロジェクト関連マップ2019

倫理学の可能性／経済・経営・倫理／生命倫理の諸問題／科学技術と倫理

ガバナンスと環境問題／社会的レジリエンス

経済・経営・倫理／法・制度・倫理／カトリック社会倫理

いのちの支援／生命倫理の諸問題

ガバナンスと環境問題

「国際社会」と倫理

倫理学の可能性／科学技術と倫理／社会的レジリエンス

いのちの支援

社会的レジリエンス

法・制度・倫理／生命倫理の諸問題

法・制度・倫理

歴史・記憶・情報／カトリック社会倫理

「国際社会」と倫理／法・制度・倫理

「国際社会」と倫理

生命倫理の諸問題／法・制度・倫理／いのちの支援

「国際社会」と倫理

いのちの支援

いのちの支援

ガバナンスと環境問題

倫理学の可能性／科学技術と倫理

「国際社会」と倫理

ガバナンスと環境問題／経済・経営・倫理

社会的レジリエンス

「国際社会」と倫理／記憶・歴史・情報

いのちの支援

ガバナンスと環境問題／倫理学の可能性

「国際社会」と倫理／倫理学の可能性

カトリック社会倫理

共通テーマ「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」



## 編集後記

私が所長を拝命して最初の一年が過ぎ、2年目に突入しました。日々の管理職的な業務時間が増えるに伴い、本誌などの編集作業に割く時間がさらに厳しいものになってはきましたが、こうして第12号を皆さんのお手元に届けることができ、安堵しております。カバーデザイン等のリニューアルをしてから2号目、第20号までの10号を合わせて社会倫理研究所の活動を一括りするようなデザインとなっておりますので、引き続きお楽しみいただければ嬉しく存じます。

2018年度も活発な研究所活動を展開できました。懇話会とトークセミナーの開催はもちろん、他団体との共催でのカンファレンスやワークショップも複数実施することができ、多様なテーマについて様々な人たちと議論を交わす機会をもつことになりました。また、今号の「社会的レジリエンス」研究プロジェクト報告に詳述されているように、社倫研スタッフ全員でのオーストラリア視察も敢行し、2020年の設立40周年記念を契機とした研究所活動の次のフェイズへの足がかりをつけることができました。2019年度以降、中長期的に海外との共同研究の本格的な準備を進めていく予定ですので、そちらもご期待ください。人事面では、2018年秋から、ウィニバルドス・ステファヌス・メレ氏を新しい専任の研究所員として迎えることができたことも大きなニュースです。インドネシア出身のメレ氏は、ロンドンにて国際人権法を学び、特に企業と人権の問題を研究しておられます。今後の新たな研究プロジェクトの展開が期待されます。

最後に、大変残念なお知らせをしておかねばなりません。長年にわたって社会倫理研究所の活動を牽引し続けてくださったマイケル・シーゲル氏が去る2019年7月4日に帰天されました。これから一緒に取り組んでいく仕事が多く残されていた矢先のことであり、残念至極としか言いようがありません。現在の社倫研の核となる部分を作り上げてくださったシーゲル氏の功績に感謝をするとともに、その遺志を引き継いで、社倫研の更なる飛躍を期する次第です。シーゲルさん、本当にありがとうございました。

奥田太郎



2019年9月15日 発行

**編集兼発行人** 南山大学社会倫理研究所  
名古屋市昭和区山里町 18 〒466-8673  
電話 (052) 832-3111 (代表)  
代表者 奥田太郎  
E-mail: ise-office@ic.nanzan-u.ac.jp  
<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

**印刷所** 株式会社クイックス  
名古屋市熱田区桜田町 19-20 〒456-0004  
電話 (052) 871-9190 (代表)



# 扉のテーマ：社会 / Society

{ 共同体・国家・市場・制度  
レジリエンス・フェイス  
家族・よそ者・障害 }

「そこから語る、問う、考える」

南山大学社会倫理研究所は、南山大学の研究・教育のモットー「人間の尊厳のために」の内実の解明および「善き生」を支える教養の再建というコア・ミッションのもと1980年5月に設立されました。

以来、現代における社会倫理的課題に関して、異なる専門分野や視点から多面的に考察する様々な研究プロジェクトを企画・遂行してきました。関連資料の収集・整備を通じた研究所ライブラリの構築に加えて、現代社会の様々な問題に関わる研究者や実務者等、多様なバックグラウンドを有する人々による探求プラットフォームの構築を進め、それを通じた共同研究に継続的に取り組んでいます。

## 2018年度の活動報告

### [ 出版 ]

#### ■ 社会と倫理 第33号

- ・特集1：「ランドケア」と持続可能な地域発展
- ・特集2：自殺と社会

(執筆者)

笹橋一輝 マイケル・シーゲル 藤本稔彦 森山花鈴  
 阪本俊生 平野孝典 樋口麻里 梅澤彩 白井千晶  
 杉尾浩規 佐々木拓 小城拓理 山口臨太郎  
 五十嵐元道 玉手慎太郎 井上彰 児玉聡 井保和也  
 鈴木真 唐沢かおり 森川輝一 中村隆文 宮野真生子  
 早川正祐 大庭弘継 山田哲也

#### ■ 時報しゃりんけん

南山大学社会倫理研究所所報

#### ■ 講演録

Stranger Ethics：人は〈よそ者〉の何を恐れるのか？

### [ イベント ]

#### ■ 懇話会

- 2018.4.21 ムーミンが生まれた国フィンランドのこと  
～人々の幸せとは？国と政策の取り組み
- 2018.6.9 誰が子どもを育てるのか～養子縁組をめぐる法・制度・倫理
- 2018.9.22 事故はなぜ起きるのか？～スポーツの心理と倫理を考える
- 2018.11.17 国連職員は「正義の味方」か？

#### ■ しゃりんけんトークセミナー

- ・シリーズ「〈他者〉を知る」  
2018.6.29 「結婚」と「離婚」ってめんどくさい？  
2018.6.29 「大切な人の死」について考えたことありますか？  
2018.12.14 「君がいないとダメなんだ」と言われたい？
- ・シリーズ「生き方」  
2018.10.25 「子育て」と「キャリア」ってどう両立するの？
- ・シリーズ「こころと身体」  
2018.12.4 あなたは今、何かに依存していませんか？

#### ■ シンポジウム / 国際会議

- 2018.10.13  
南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催シンポジウム  
「Stranger Ethics: 人は〈よそ者〉の何を恐れるのか？」

#### ■ 社会倫理研究奨励賞

- 受賞論文 松田和樹  
「同性婚か？あるいは婚姻制度廃止か？—正義と承認をめぐるアポリア」

### [ 共同研究 ]

レジリエンスの社会倫理的基盤構築 ●

「いのちの支援」研究プロジェクト

「社会的レジリエンス」研究プロジェクト

「企業と人権」研究プロジェクト



南山大学社会倫理研究所

Nanzan University  
Institute for Social Ethics

<公式サイト>

<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

